

# 高松市景観計画

高松市



## 目 次

<b>序章 景観計画策定の背景と目的</b>	1
1 景観計画策定の目的及び景観形成の定義	1
2 景観計画の位置づけ	2
<b>第1章 景観計画区域</b>	3
1 区域指定の考え方	3
2 一般区域の指定	4
3 景観形成重点地区の指定	5
<b>第2章 目標及び基本方針</b>	12
1 美しいまちづくり（景観形成）の目標	12
2 美しいまちづくり（景観形成）の基本方針	15
<b>第3章 良好な景観形成に関する方針</b>	16
1 区域区分の考え方	16
2 一般区域における景観ゾーン別景観形成方針	19
3 景観形成重点地区における景観形成方針	27
<b>第4章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項</b>	32
1 届出対象行為	32
2 届出の流れ	37
3 一般区域における景観形成基準	39
4 景観形成重点地区における景観形成基準	54
<b>第5章 景観重要建造物・樹木の指定方針</b>	79
<b>第6章 その他景観形成に必要な事項</b>	81
1 屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する事項	81
2 景観重要公共施設の整備に関する事項	83
<b>第7章 協働による景観形成の仕組みと体制</b>	84
1 景観形成推進体制	84
2 協働及び審査に関する体制	84
3 活動支援に関する体制	85



## 序章 景観計画策定の背景と目的

### 1 景観計画策定の目的及び景観形成の定義

#### (1) 景観計画策定の目的

高松市景観計画は、「美しいまちづくり条例」に基づく、本市の景観形成の指針である「美しいまちづくり基本計画」に定める目標像「だれもが暮らしたい、訪れたいと感じる 美しいまち 高松」の実現に向け、建築物や屋外広告物等に関する一定のルールと仕組みを定めるものです。

本市では、平成16年の景観法の制定以前から「美しいまちづくり」に積極的に取り組み、「都市景観条例」の制定（平成5年3月）、「都市景観基本計画」の策定（平成6年2月）を行うなど、良好な都市景観の形成に取り組んできました。

このうち、「都市景観条例」では、大規模な建築物や工作物の新築等の行為に対する規制・誘導や、景観形成地区の指定等に取り組んでまいりましたが、自主条例という性格から、法的拘束力はありませんでした。

景観法では、中核市である本市が景観行政団体として、景観計画を定めることにより、計画区域内における建築行為等に対し、勧告や変更命令等の一定の法的拘束力を担保できる措置を講じることが可能となりました。

この景観計画を策定することにより、市民・事業者との協働による、良好な景観の保全・形成・創出を図ることとします。

#### (2) 景観形成とは

「景観」とは、個々の敷地に建つ家や店舗などの建物、庭の花や樹木、店の横に出される屋外広告物などの「モノ」と、道路や公園等の公共施設、その背景に見える山々や付近を流れる川などの「自然」のすべてが、「ひとつのまとまり」として見えてることで、その地域固有の景観と認識することができるものです。

つまり、「景観形成」とは、この景観を構成するひとつひとつの要素において、それぞれに質が高いこと、維持されること、全体としてバランスが取れていること（調和していること）であり、その成果は「景観の美しさ」や「個性ある魅力」として生み出されるものです。

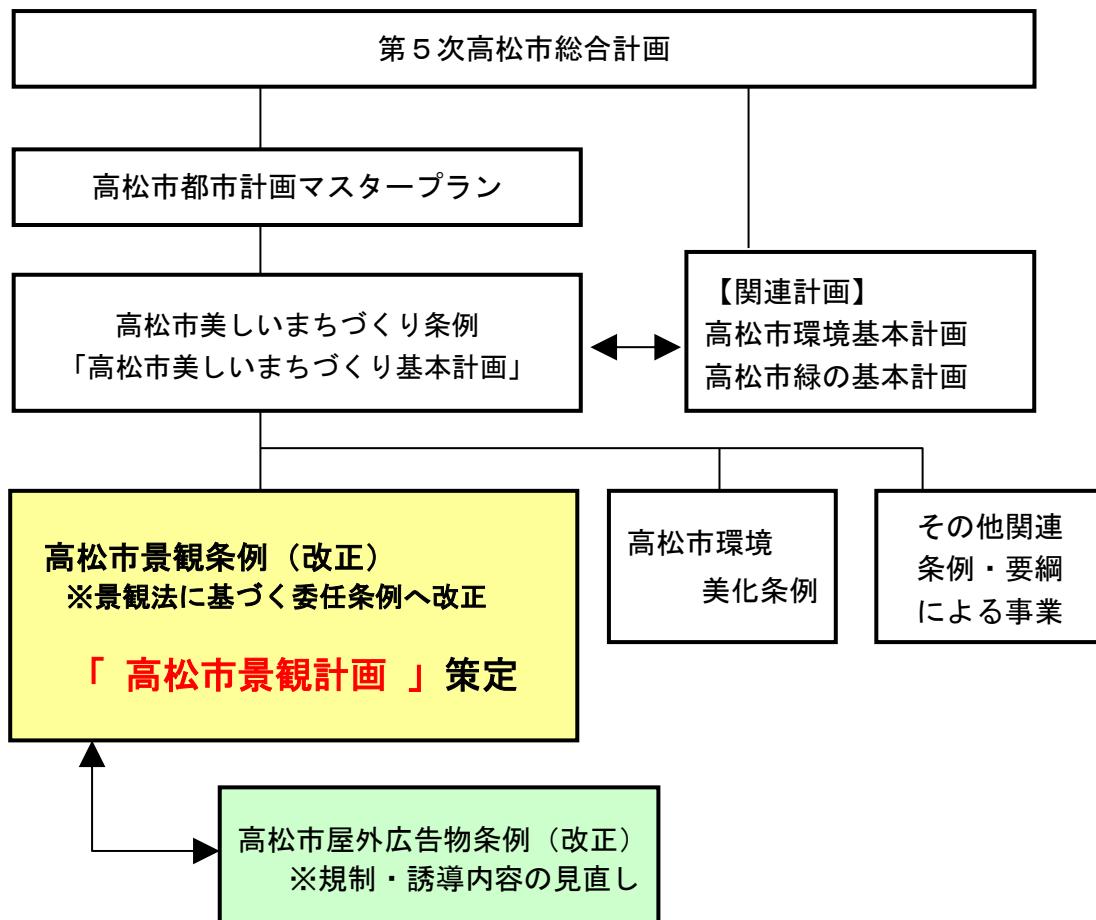
高松市景観計画では、本市が目指す景観形成・誘導の考え方を市民にわかりやすくお示しするとともに、建築物や屋外広告物等に対する配慮すべき点について「景観形成基準」として定めることにより、「美しいまちづくり」の実現に取り組むこととします。

## 2 景観計画の位置づけ

高松市景観計画は、「美しいまちづくり条例」に基づく、本市の景観形成の指針である「美しいまちづくり基本計画」に定める目標像「だれもが暮らしたい、訪れたいと感じる 美しいまち 高松」の実現に向け、良好な景観の保全・形成・創出を図るため、建築物や工作物等に関し、景観法に基づく具体的な規制・誘導の内容を定めることとします。

本市では、「都市景観条例」に基づき、一定の景観形成に努めてきたことから、これまでの規制・誘導内容を踏まえつつ、「美しいまちづくり基本計画」に掲げられた目標や方針の実現に向け、景観計画の策定とともに関連条例の改正などを行い、規制・誘導方策の充実を図ることとします。

### ■高松市景観計画の位置づけ



## 第1章 景観計画区域

### 1 区域指定の考え方

#### (1) 市全域を対象とした「一般区域」指定の考え方

平成5年に制定した都市景観条例では、市全域を対象として、大規模建築物等の規制・誘導に取り組んできたことから、景観法に基づく景観計画区域についても、高松市全域を「一般区域」として指定します。(地先公有水面を含む)

#### (2) 「景観形成重点地区」指定の考え方

美しいまちづくり基本計画では、特に重要な景観資源を有する地区や良好な都市景観を誘導する必要がある地区を、先導的に景観形成を図る「景観モデル地区」として、きめ細やかな質の高い美しいまちづくりを進めることとしています。

このうち、具体的な誘導基準を設け、規制・誘導を図る地区を「景観形成重点地区」として指定し、景観計画に位置づけることとします。

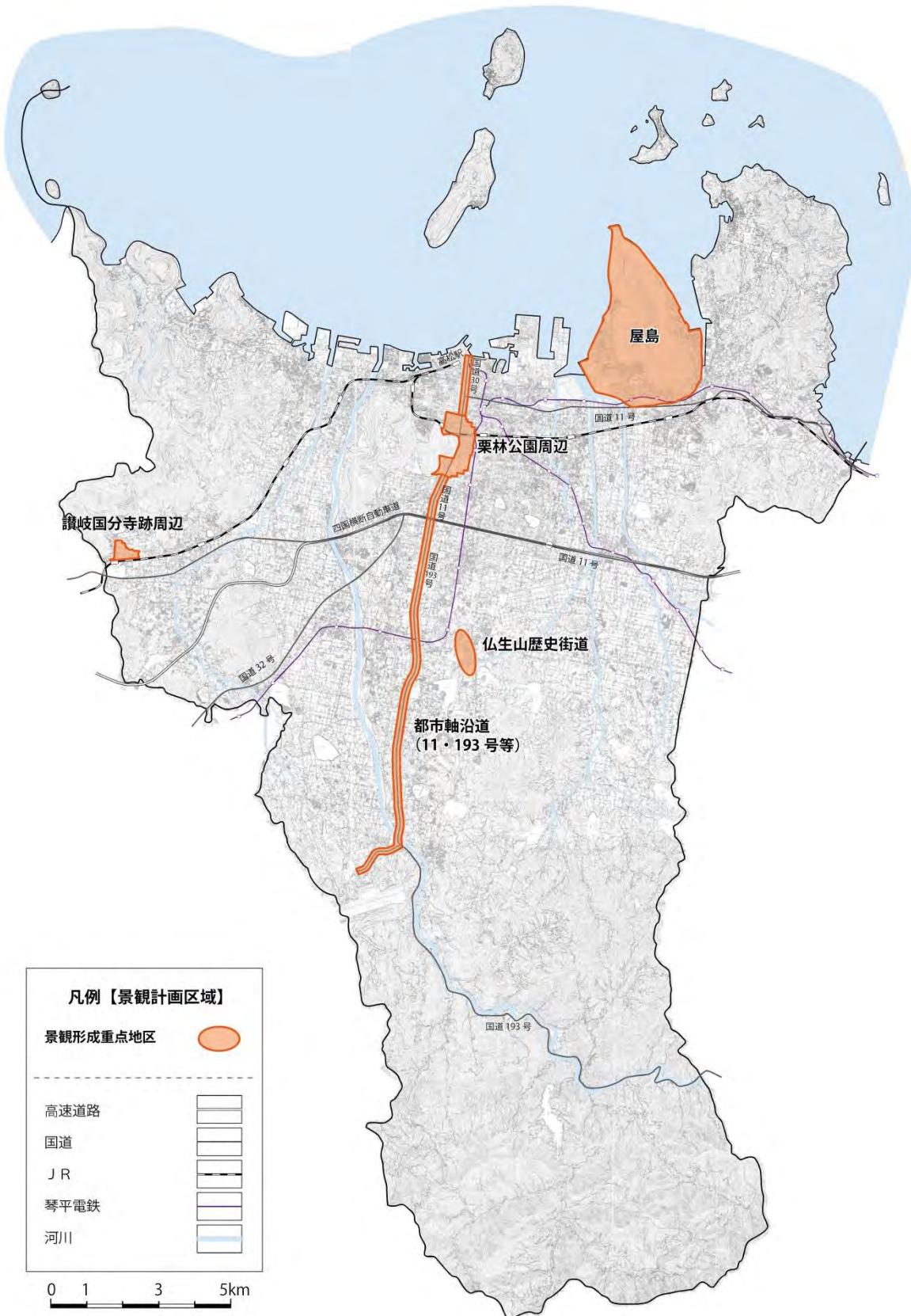
##### ■景観モデル地区（美しいまちづくり基本計画より）

地区名	地区指定範囲の考え方	地区の方向性
栗林公園周辺地区	栗林公園周辺（500m範囲）の区域	栗林公園からの眺望に配慮し、緑に包まれた歴史的風致景観づくりを進める地区
仏生山歴史街道地区	仏生山歴史街道都市景観形成地区の区域	門前町の歴史的資源や周囲の自然を活用し、歴史・文化が息づく景観づくりを進める地区
都市軸沿道 (11・193号等) 地区	サンポート高松玉藻交差点～高松空港までの道路端から30mの範囲	高松市の顔にふさわしい、潤いと品格を感じられる沿道景観づくりを進める地区
サンポート高松 周辺地区	サンポート高松周辺の区域	四国の海・陸の玄関口としてふさわしい、海からの眺望に配慮した景観づくりを進める地区
屋島地区	瀬戸内海国立公園 屋島周辺の区域	源平合戦の古戦場として名高い屋島の歴史的資源を活用した景観づくりを進める地区

## 2 一般区域の指定

景観形成重点地区（後述）を除いた高松市全域を「一般区域」として定めます。

### ■一般区域及び景観形成重点地区 位置図



### 3 景観形成重点地区の指定

#### (1) 景観形成重点地区の指定

##### ○ 「栗林公園周辺地区」及び「仏生山歴史街道地区」

本市では、都市景観条例に基づき「栗林公園周辺」及び「仏生山歴史街道」について、地域住民の合意の下に、その町並みにふさわしい建築物等を誘導するための基準を設け、地域特性を生かした良好な景観形成に取り組んできました。

これら2地区については、景観計画において「景観形成重点地区」として指定し、引き続き、地区の特性に応じたきめ細やかな景観づくりに取り組んでいくこととします。

##### ○ 「都市軸沿道（11・193号等）地区」

美しいまちづくり基本計画において、景観モデル地区として位置づけた、「都市軸沿道（11・193号等）地区」は、本市のイメージを代表する沿道景観を有する地区であり、魅力ある景観づくりを率先して誘導していく必要があることから、景観計画において「景観形成重点地区」として指定し、秩序と潤い、品格を感じられる沿道景観への誘導を図ります。

##### ○ 「屋島地区」

美しいまちづくり基本計画において、景観モデル地区として位置づけた、「屋島地区」は、屋島寺や源平合戦場跡などの歴史的な資源が残されているとともに、自然公園としての豊かな自然環境を有しており、市街地からも緑豊かな景観を望むことができることから、景観計画において「景観形成重点地区」として指定し、自然と居住環境が調和した景観形成を図るとともに、瀬戸内海や讃岐平野を望むことができる貴重な眺望の場として整備・活用を図ります。

##### ○ 「讃岐国分寺跡周辺地区」

地区住民より、景観形成のルールづくりについて要望のあった「讃岐国分寺跡周辺地区」は、国の特別史跡に指定されている讃岐国分寺跡を中心に、その背景となる山並みや農地が維持された田園風景を形成していることから、景観計画において「景観形成重点地区」として指定し、歴史的資源や周囲の自然を活用した景観誘導を図ります。

## (2) 景観形成重点地区の候補地

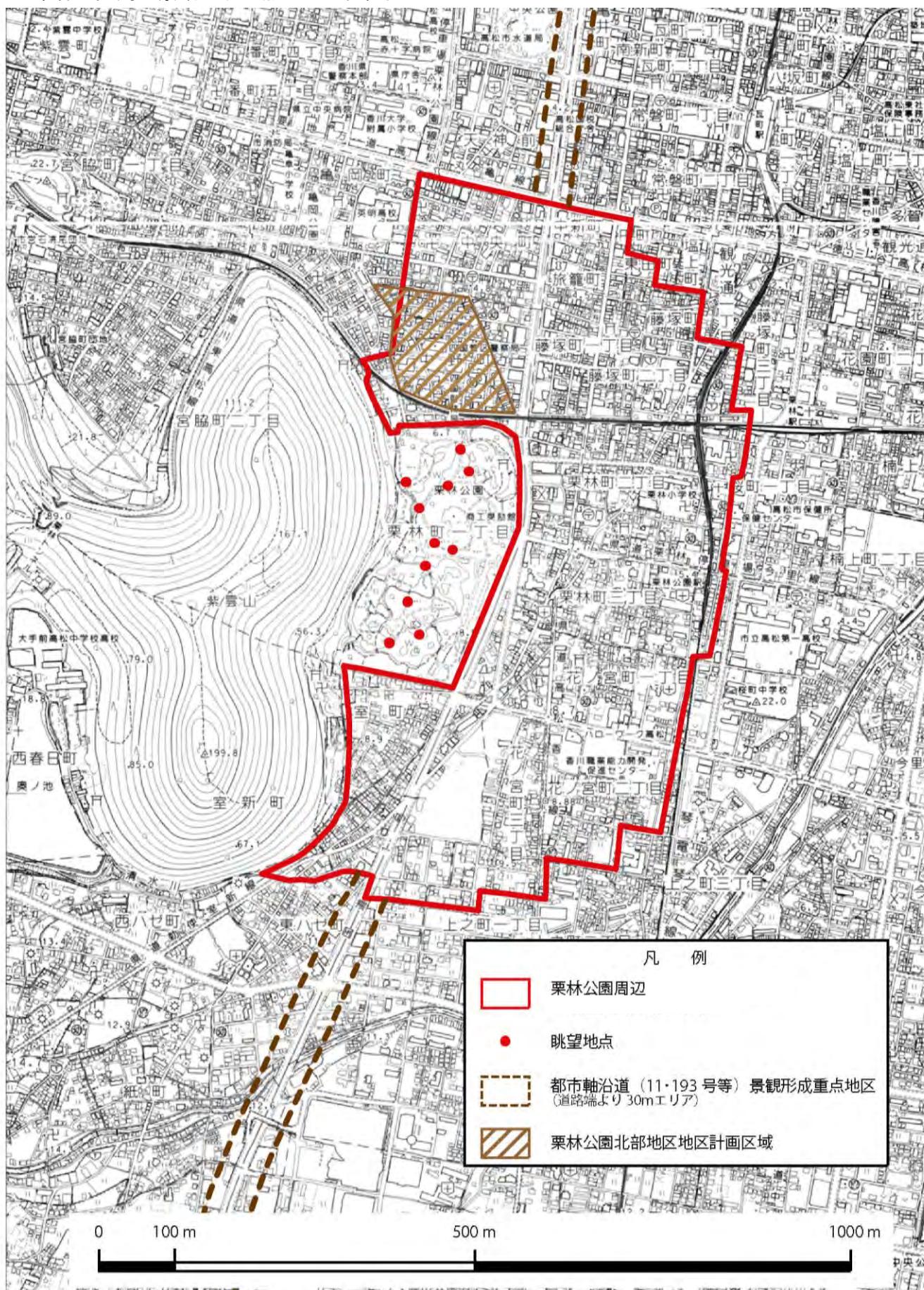
### ○ 「サンポート高松周辺地区」

美しいまちづくり基本計画において、景観モデル地区として位置づけられている「サンポート高松周辺地区」については、「サンポート高松北側街区利活用検討委員会」において、今後のまちづくりの方向性について取りまとめており、方向性が定まった段階で、「景観形成重点地区」の指定を検討することとします。

### ○ 新たな景観形成重点地区の指定

住民自らが自分たちの住むまちづくりについて考え、地区の魅力を活かした美しいまちづくりを進めていく上で、景観に関するきめ細やかなルールづくりや公共施設の整備等を行う場合には、地区住民の意向を踏まえた上で、新たに「景観形成重点地区」の指定を検討します。

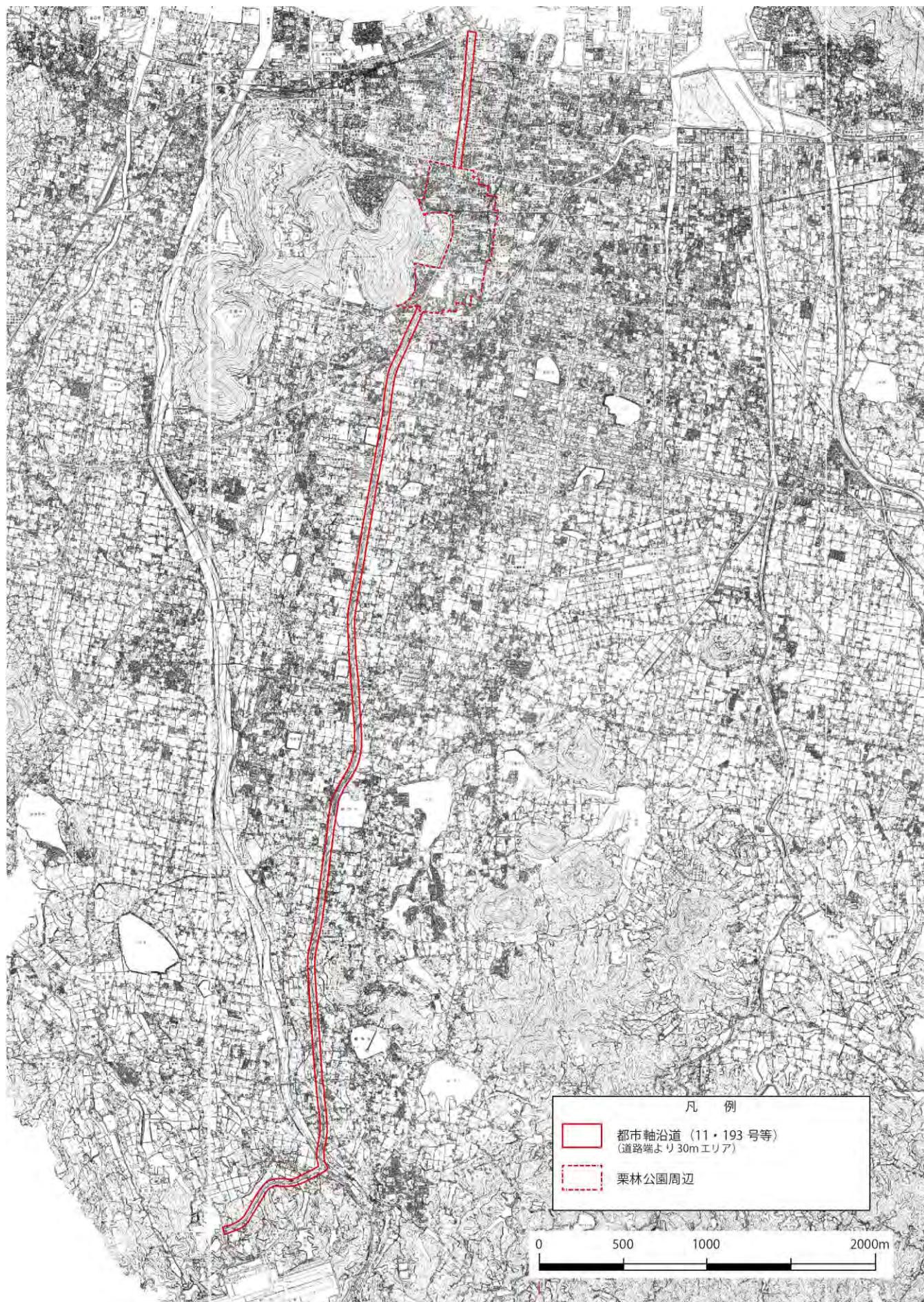
## ■栗林公園周辺景観形成重点地区 位置図



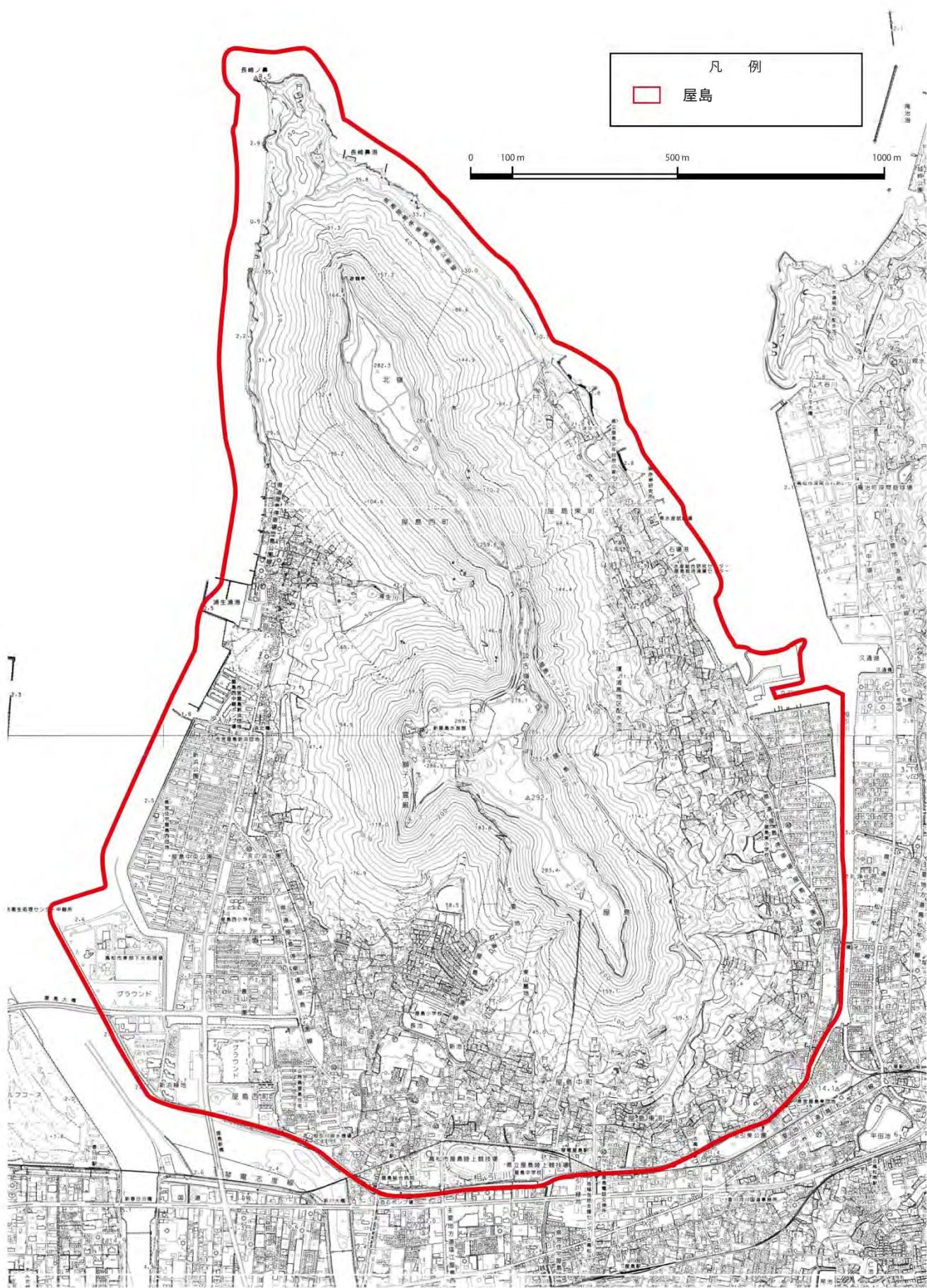
## ■仏生山歴史街道景観形成重点地区 位置図



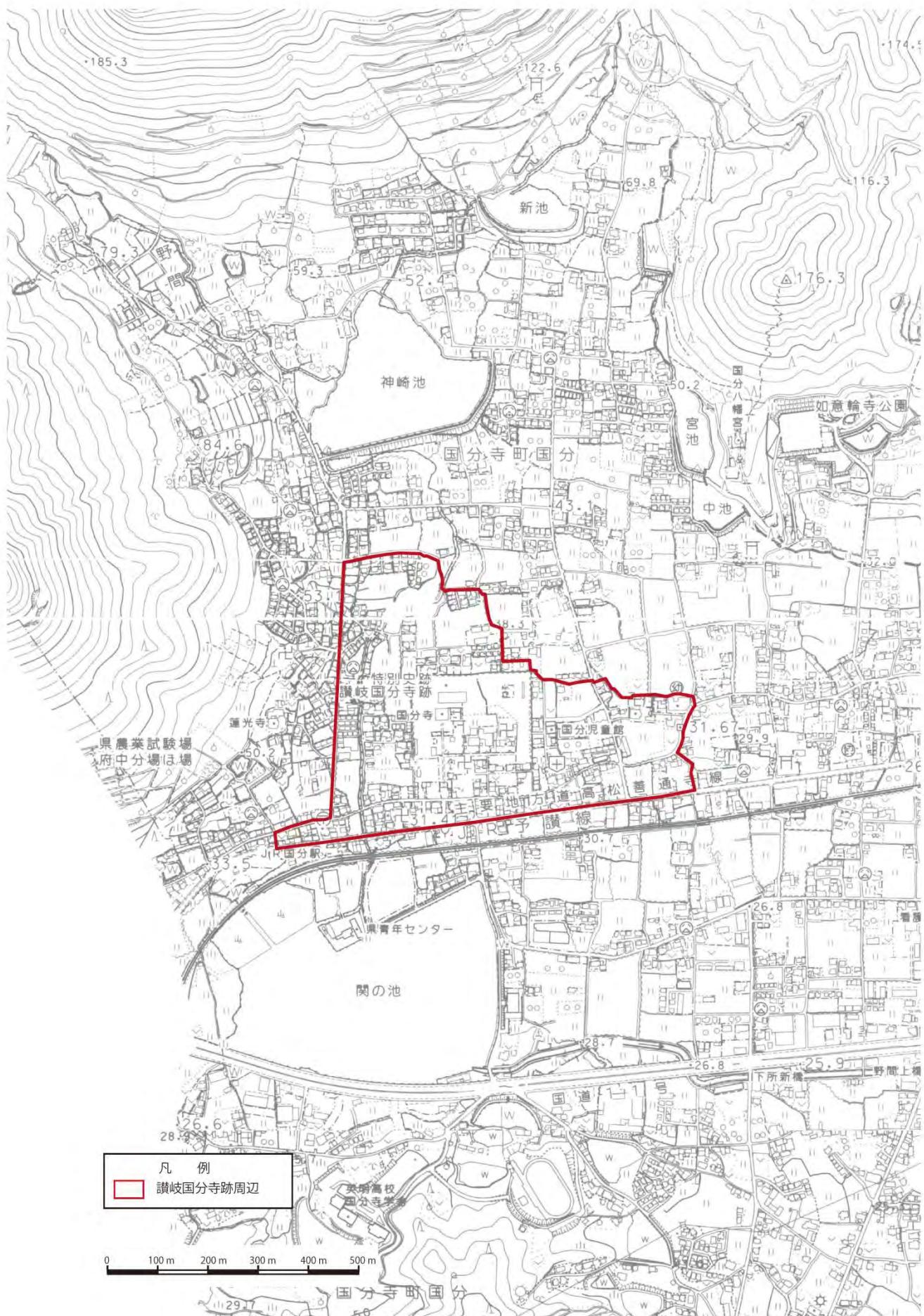
■都市軸沿道（11・193号等）景観形成重点地区 位置図



## ■屋島景観形成重点地区 位置図



## ■讃岐国分寺跡周辺景観形成重点地区 位置図



## 第2章 目標及び基本方針

高松市景観計画における「目標」及び「基本方針」については、本市における景観形成の指針である『美しいまちづくり基本計画』に掲げる「目標」及び「基本方針」を引き継ぐこととします。

### 1 美しいまちづくり(景観形成)の目標

本市は、ため池の点在する讃岐平野のほぼ中央に位置し、北は多島美を誇る波静かな瀬戸内海に面し、南は穏やかな勾配をたどりながら讃岐山脈の懷に至り、島なみ、にぎわいのある街、のどかな田園、里山、これらに培われてきた歴史・文化などが調和した、多様で個性的な魅力あるまちです。

この高松市をさらに魅力あるまちにし、次代に引き継ぐためには、人々が自ら考え協働して、良好な景観を保全し、形成し、創出するとともに、まちの環境美化に取り組むことによって、美しいまちづくりを推進することが重要です。

私たちのまち高松をさらに自然・都市・歴史・文化の調和したまちにし、「だれもが暮らしたい、訪れたい」と感じるまちとするため、次のとおり景観形成の目標像を掲げます。

#### 美しいまちづくり(景観形成)の目標像

「だれもが暮らしたい、訪れたいと感じる 美しいまち 高松」

また、本市の景観特性を踏まえ、次の4つの目標を掲げ、「だれもが暮らしたい、訪れたいと感じる 美しいまち 高松」の実現を目指します。

**目標1 海に拓かれた活力と気品のあるまち**

**目標2 讃岐平野に抱かれた人々の営みが織りなす快適なまち**

**目標3 讃岐の歴史・文化を未来へ継ぐまち**

**目標4 折り重なる緑に包まれた自然豊かなまち**

## 目標1 海に拓かれた活力と気品のあるまち

瀬戸内海に面する本市では、高松城が日本三大水城と呼ばれていた旧来から海辺と密接に関わった空間を形成しており、海上交通で栄えてきた時代から現在に至っても、海上から見える港と一体となったまちの姿は、本市を代表する景観です。

また、まちなかに目を向けると、人々が回遊したくなる商店街や、沿岸部の高松港、JR高松駅を起点として、街路樹と連続性のある建築物が建ち並んだ中央通りなど、賑いあふれるメインストリートが形成されています。

こうした、穏やかな瀬戸内海を中心に、四国の玄関口として、また県都としての活力と気品を感じさせるまちを目指します。



## 目標2 讃岐平野に抱かれた人々の営みが織りなす快適なまち

古くから水不足に悩まされてきた本市では、先人たちが讃岐平野に多くのため池を作り出し、水不足の解消に役立ててきたとともに、今もなお、地域の親水空間として、また地域の歴史・文化を伝える資源として、多くの人々に親しまれています。

また、讃岐平野では、現在でも農業が営まれ、四季折々の多様な景観を見ることができる一方で、自然と利便性のバランスに優れた居住地としての顔も持ち合わせています。

こうした、讃岐平野とため池、丘陵地を素地として、農業などの様々な人々の営みが織りなす快適なまちを目指します。



## 目標3 讃岐の歴史・文化を未来へ継ぐまち

本市には、多くのお遍路さんが訪れる信仰の地である、四国霊場八十八箇所の札所が5寺あり、他にも、歴史や文化を今に伝える寺社仏閣や特別名勝栗林公園、特別史跡讃岐国分寺跡、高松城跡（玉藻公園）、源平屋島合戦の史跡などの歴史・文化資源が残されています。

また、高松城からの街道筋の面影が残る門前町である仏生山地区の歴史的なまちなみや、五剣山のふもとの庵治石採石地など、文化や生業が息づく景観や、島しょ部における女木島のオーテや男木島の斜面集落など、人々が自然と寄り添いながら暮らす景観は、本市固有の景観として大切にされています。

こうした、各地域に根付いた讃岐の歴史・文化を大切にし、未来へ継ぐまちを目指します。



## 目標4 折り重なる緑に包まれた自然豊かなまち

豊かな緑と自然が残る讃岐山脈を始め、五色台や屋島などの大規模な丘陵地など、本市は雄大な山地・丘陵地を有しており、丘陵部の山頂からは、讃岐平野の眺望や、海に向かっての多島美が見られるとともに、讃岐平野においては、各地域にシンボル的な里山が多く存在し、平野部からはそれらの山々を中景・遠景として望むことができます。

また、香東川などの河川には、讃岐山脈から平野を通じて瀬戸内海に清らかな水が流れ込み、多様な生態系が見られるとともに、これらの水辺空間は、市民に潤いを与える癒しの場として、永く親しまれています。

こうした、折り重なる山々の緑や清らかな河川、雄大な瀬戸内海に包まれた、自然豊かなまちを目指します。



## 2 美しいまちづくり(景観形成)の基本方針

### 方針1 気品と活力を感じさせる、瀬戸内海に拓かれたまちをつくる

瀬戸内海に拓かれた都市として、これまで多くのひとやモノが往来した文化を背景に、先人たちが築きあげてきた歴史ある中枢都市の中心市街地にふさわしい、気品を醸し出す美しい都市景観の形成を図るとともに、多くの人々が集い、賑う活力ある都市空間の形成を図ります。

### 方針2 秩序の中に潤いと快適さを感じさせるまちをつくる

広がりのある大地と空を感じさせる讃岐平野の中に形成されているまちである特徴を踏まえ、秩序とまとまりのある市街地景観の形成を図るとともに、潤いと快適さを感じさせる市街地環境の形成を図ります。

また、市街地の周囲に広がる田園居住地では、背景に見える山々や里山、ため池や河川等の水辺、四季折々に変化する美しい田園と調和する景観形成を図ります。

このように多くの人々が暮らす市街地や田園居住地における潤いと快適さを育みます。

### 方針3 人々の営みとともにある讃岐の歴史・文化の息づく景観を育む

長い歴史の時間とともに、先人たちが讃岐の風土に向き合い、今もなお人々の営みとともに育まれている景観や、かつての地域固有の歴史を今に伝える景観は、地域の歴史・文化を伝える貴重な財産です。

これらの景観が有する固有の価値とともに、讃岐の歴史・文化の息づく景観として保全・継承を図り、後世へ伝えています。

### 方針4 恵み豊かな海、山、川の自然とともに生きる

讃岐山脈を始めとした緑豊かな山々に包まれ、眼前に広がる穏やかな瀬戸内海とそこに流れ込む河川から成る美しい自然是、農山漁村だけでなく都市に暮らす人々にもあたたかく包み込んでくれる癒しの場となっています。

豊かな自然の恵みを享受しつつ、感謝の気持ちをもって自然とともに生き、美しい自然を変わらずそこにある景観として見続けることができるよう守り育てていきます。

### 方針5 多様な主体による総合力で美しいまちをつくる

美しいまちづくりに求められる「景観形成」や「環境美化」には、そこに関わる多様な人々の力が不可欠です。

市、市民、事業者が互いに責務と役割分担の下、「多様な主体の総合力」による美しいまちづくりの実現を図ります。

## 第3章 良好な景観形成に関する方針

### 1 区域区分の考え方

地域の景観特性に配慮した規制・誘導を実施するため、「一般区域」の中に5つの景観ゾーンを設定するとともに、「景観形成重点地区」を指定し、良好な景観形成を推進していきます。

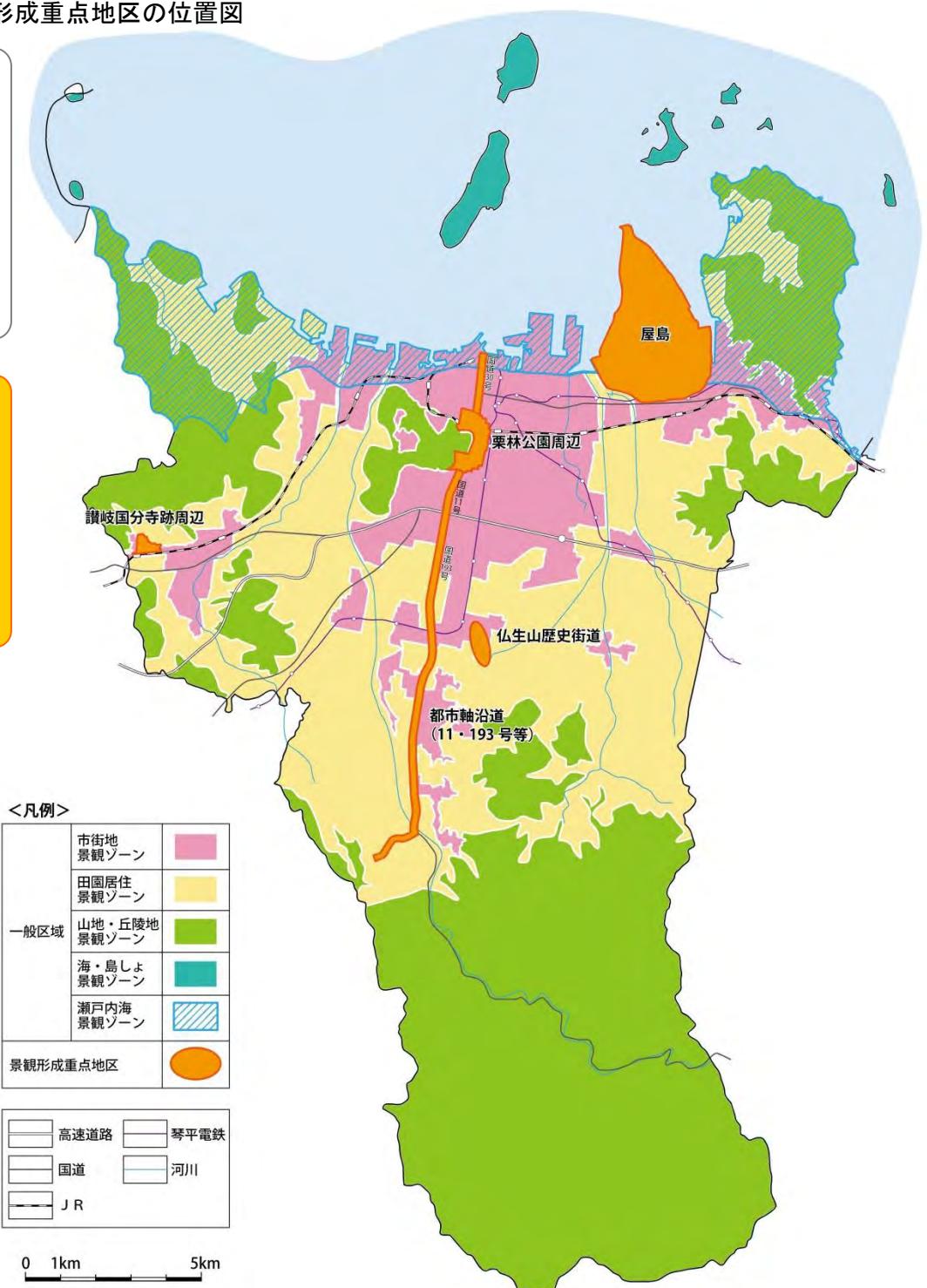
■景観ゾーンと景観形成重点地区の位置図

#### 一般区域

5つの景観ゾーンごとに定めた景観形成基準を基本に、市全域にわたりて緩やかな景観誘導を実施します。

#### 景観形成重点地区

指定された重点地区ごとに定めた景観形成基準を基本に、きめ細やかな景観誘導を実施します。



## ■一般区域の景観ゾーン区分

景観ゾーン	考え方
市街地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画区域内の用途地域が指定されている区域</li> <li>・高松市及び合併前の旧町の中心部、拠点において、市街地景観が広がる区域</li> </ul>
田園居住	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画区域内の用途地域が指定されていない一部の区域 (地域森林計画対象民有林の地区を除く地域)</li> <li>・都市計画区域外の一部の区域 (地域森林計画対象民有林の地区を除く地域)</li> <li>・概ね農業を主体に営まれている田園景観が広がる区域</li> </ul>
山地・丘陵地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画区域内の用途地域が指定されていない一部の区域 (地域森林計画対象民有林の地域)</li> <li>・都市計画区域外の一部の区域 (地域森林計画対象民有林の地域)</li> <li>・大半の場所が山林、茶畠、果樹園、棚田などで、山岳景観、自然景観、農山村集落景観が広がる山々に覆われた区域</li> </ul>
海・島しょ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海及び島しょ部（男木島、女木島等）の区域</li> </ul>
瀬戸内海	<ul style="list-style-type: none"> <li>・瀬戸内海国立公園が指定されている区域（海・島しょ景観ゾーンを除く。）</li> <li>・沿岸部の市街地、工業地、漁港、丘陵地等、瀬戸内海との関わりが密接で、瀬戸内海を身近に感じられる区域</li> <li>・周囲との境界は、道路や水路等の地形地物、筆界等で結ばれた線とする。</li> </ul>

## ■景観形成重点地区の地区区分

景観形成重点地区	考え方
栗林公園周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栗林公園周辺（500m範囲）の区域</li> <li>・栗林公園からの眺望に配慮し、緑に包まれた歴史的風致景観づくりを進める地区</li> </ul>
仏生山歴史街道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仏生山歴史街道都市景観形成地区の区域</li> <li>・門前町の歴史的資源や周囲の自然を活用し、歴史・文化が息づく景観づくりを進める地区</li> </ul>
都市軸沿道 (11・193号等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サンポート高松玉藻交差点～高松空港までの道路端から30mの範囲</li> <li>・高松市の顔にふさわしい、潤いと品格を感じられる沿道景観づくりを進める地区</li> </ul>
屋島	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡及び天然記念物「屋島」指定区域及び立石港の区域</li> <li>・源平合戦の古戦場として名高い屋島の歴史的資源を活用した景観づくりを進める地区</li> </ul>
讃岐国分寺跡周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別史跡讃岐国分寺跡周辺の用途地域が定められている区域のうち、主要地方道高松善通寺線、市道等に囲まれた区域</li> <li>・特別史跡讃岐国分寺跡の歴史的資源や周囲の自然を活用し、歴史・文化が息づく景観づくりを進める地区</li> </ul>

## 2 一般区域における景観ゾーン別景観形成方針

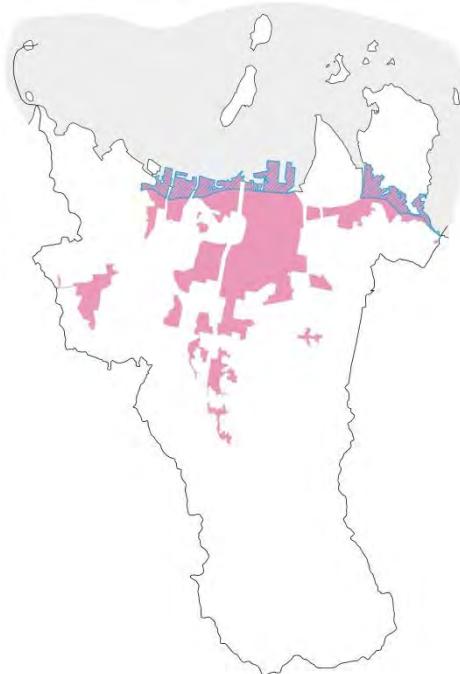
### 市街地景観ゾーン

#### 【景観特性】

海に拓かれた城下町を基盤に、香川県の中核を担う県庁所在都市として発展・形成されてきた市街地の景観が形成されているエリアです。

中心市街地では、歩行者で賑う商店街、街路樹が印象的な中央通り、歴史的風致を今に伝える栗林公園、多くの人が行き交うJR高松駅、高松港など、個性ある都市景観が形成されています。

中心市街地周辺には、臨海部の工業地域から、ゆとりと潤いある住宅地、活気のある沿道景観など、多様な景観が見られます。



#### 【景観形成の方針】

##### ■歩くのが楽しくなる、魅力あるまちなみの形成

- 中央通りなどの主要な幹線道路は、市街地の景観を印象づける重要な役割を有する公共空間であることから、街路樹による連続する緑、沿道に建ち並ぶ建物のスカイラインやファサード、道路のデザイン等が一体となった、メインストリートにふさわしい質の高い景観形成を図ります。

- 商店街等の商業地については、歩行者の目線に配慮した形態、意匠、緑化に努めるとともに、建物外観との調和に配慮した気品と活力のバランスがとれた質の高いデザインの屋外広告物を誘導することにより、歩くのが楽しくなる、魅力あるまちなみの創出を図ります。

##### ■心地よさを感じる、清潔で快適な都市空間の形成

- 中心市街地においては、水や緑による潤いに加えて、休憩できるベンチなどの整備された歩道や公開空地等により生み出されるオープンスペース等を活用し、心地よさと安らぎを感じる都市空間の形成を図ります。

##### ■潤いと快適さを感じさせる市街地環境の形成

- 街路樹や公園等の緑は、潤いと安らぎを与える要素として適切な保全を図るとともに、個々の敷地における植樹、生垣や花壇等の設置などを進めることにより、潤いと快適さを創出する市街地環境の形成を図ります。

- 香東川、春日川などの河川や、市街地内のため池周辺などは、水と緑の潤いが醸し出す市の貴重な景観特性として、水辺空間と調和した潤いある景観形成を図ります。

## ■秩序とまとまりのある市街地景観の形成

- 住居系市街地では、緑豊かで潤いある市街地環境の形成とともに、それぞれの地区の特性に応じた、快適性を備えた魅力ある景観形成を図ります。
- 臨海部を中心とした工業系市街地では、工場地内における緑化を推進するとともに、海からの見え方や丘陵地から眺望されることを意識し、全体としての秩序とまとまりのある景観形成を図ります。
- 香川インテリジェントパーク周辺では、シンボル的な街路樹と調和した緑豊かなまとまりと潤いある地区として、気品と落ち着きのある都市景観の形成を図ります。

## ■移動に伴い連続性のある景観の形成

- 交通量の多い主要幹線道路沿道では、商業施設の立地等によって煩雑な景観とならないよう、周辺景観との調和と統一性に配慮し、通り全体としてまとまりのある景観形成を図ります。
- ＪＲやことでんの車窓から見る風景は、市民に身近なシークエンス景観（移動により変化する景観）となっていることから、連続性や四季の移り変わりを感じられる景観形成を図ります。

## ■城下町としての歴史を今に伝える景観の保全

- 特別名勝栗林公園、高松城跡（玉藻公園）を始め、城下町としての地割や道すじ、寺社や史跡などの歴史的な資源を生かしながら、これらへの眺望に配慮するとともに、城下町としての歴史と現代の活力が調和した都市景観の形成を図ります。

## ■固有の歴史・文化を伝える地域資源と景観形成

- 仏生山地区や香西港地区など、地域固有の歴史・文化を今に伝える地域資源やまちなみが残る地区では、周囲の環境との調和を図りながら、これらの地域資源を生かした一体的な景観形成を図ります。

## ■伝統文化の息づく景観形成

- 香川町のひょうげ祭りなど、暮らしの中に息づく伝統文化を感じられる景観として継承するとともに、祭礼が行われる場を中心とした景観の保全・形成を図ります。

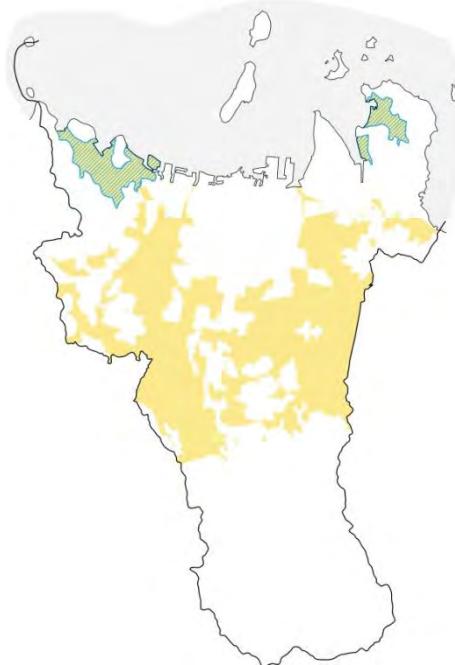
## 田園居住景観ゾーン

### 【景観特性】

瀬戸内海へ向けて緩やかに傾斜する広々とした讃岐平野の中、先人達の英知を感じさせる多くのため池と農地、集落と穏やかな里山から成る、ふるさとを感じさせる田園景観が形成されているエリアです。

香東川、春日川などの河川沿岸では、人々が身近に水に親しめる、潤いのある水辺景観が見られます。

近年では、住宅地開発や道路沿道の土地活用等も多く見られ、ため池周辺の景観に変化が生じています。



### 【景観形成の方針】

#### ■自然と調和する田園居住地景観の形成

- 農地と集落、新しい住宅地等から成る田園居住地では、背景の山々や里山、広がりのある田園、ため池や河川等の水辺から成る豊かな自然・田園環境が周囲に広がっていることから、これらの自然や集落に調和するよう、潤いと快適さを併せ持ったゆとりある景観形成を図ります。

#### ■生業とともに育まれる文化的景観の継承

- 丘陵地の裾野を中心に多く見られるため池は、雨の少ない瀬戸内の気候・風土とともに生きていくための、先人の智恵と技術により今に継承されている固有の景観要素であり、農地、里山と一体となった文化的景観として保全・継承を図ります。
- 五剣山のふもとでは、庵治石の採掘と石材業が営まれ、工場や作業場、店舗等が採掘場と接して集積した地域固有の文化的景観が見られることから、産業の継続による景観の継承を図ります。

#### ■伝統文化の息づく景観形成

- それぞれの集落内にある寺社・仏閣など歴史・文化を今に伝える地域資源を保全・活用し、周囲の自然環境との調和に配慮するとともに、落ち着きのある集落景観の形成を図ります。
- 庵治町の船祭りなど、暮らしの中に息づく伝統文化を感じられる景観として継承するとともに、祭礼が行われる場を中心とした景観の保全・形成を図ります。

## ■移動に伴い連続性のある景観の形成

- 幹線道路の沿道は、美しい田園景観を眺めることができる視点場としても重要であることから、商業施設の立地等によって煩雑な景観とならないよう、周辺景観との調和と統一性に配慮し、通り全体としてまとまりのある景観形成を図ります。
- JRやことでんの車窓から見る風景は、市民に身近なシークエンス景観（移動により変化する景観）となっていることから、連続性や四季の移り変わりを感じられる景観形成を図ります。

## ■流域における山から海までの連続する自然景観の保全・形成

- 香東川や春日川、新川等をはじめとした河川沿いでは、水辺と樹林地、多様な生態系等から成る潤いある自然景観の保全・形成とともに、多くの人々が河川景観を眺め、親しむことができるよう、親水性に配慮した景観形成を図ります。

## 山地・丘陵地景観ゾーン

### 【景観特性】

讃岐地域と阿波地域を隔てる讃岐山脈として、緑豊かな樹林地から成る美しい自然景観が形成されているエリアです。

五色台などの丘陵地は、市内を一望できる眺望点としても多くの人に親しまれています。

棚田や茶畠など山間地での生業の景観も見られるとともに、伝統ある湯治場で“讃岐の奥座敷”として親しまれる塩江温泉郷では、香東川上流の清流と山々から成る自然に抱かれる特徴ある景観が見られます。



### 【景観形成の方針】

#### ■多種多様な生物との共生を支える自然環境の保全

- 讃岐山脈や五色台等から成る豊かな森林は、多種多様な生物の生息地として貴重な自然環境であるとともに、市街地や田園部から常に背景の緑として見られる対象であることから、開発等による自然環境への影響を最小限に抑え、樹林地の保全を図ります。

#### ■自然の恵みとともにある山の集落環境の保全

- 讃岐山脈山間の棚田や茶畠、樹林地と集落から成る集落景観については、森林環境の保全とともに、農林業施策と連携した集落環境の保全と活力維持により、森林の緑に包まれた静かな集落景観の形成を図ります。

#### ■恵み豊かな自然に親しむ場づくり

- 五色台などの丘陵地や讃岐山地の山々は、豊かな自然を楽しむことのできる貴重なレクリエーションの場として、自然景観の保全・活用を促進します。
- 讃岐の奥座敷と称される塩江温泉郷では、香東川上流のせせらぎと緑豊かな樹林に囲まれた癒しの場として、温泉と水と緑から成る自然の恵みを享受しつつ、自然と調和した温泉郷にふさわしい落ち着きのある景観形成を図ります。

#### ■流域における山から海までの連続する自然景観の保全・形成

- 香東川や春日川、新川等をはじめとした河川沿いでは、水辺と樹林地、多様な生態系等から成る潤いある自然景観の保全・形成とともに、多くの人々が河川景観を眺め、親しむことができるよう、親水性に配慮した景観形成を図ります。

## ■伝統文化の息づく景観形成

○それぞれの集落内にある寺社・仏閣など歴史・文化を今に伝える地域資源を保全・活用し、周囲の自然環境との調和に配慮するとともに、落ち着きのある集落景観の形成を図ります。

## ■移動に伴い連続性のある景観の形成

○幹線道路の沿道は、自然豊かな山間地や丘陵地を間近に眺めることができる視点場としても重要であることから、周辺景観との調和と統一性に配慮し、連続性や四季の移り変わりを感じられる景観形成を図ります。

## 海・島しょ景観ゾーン

### 【景観特性】

美しい瀬戸内海と、そこに浮かぶ緑豊かな島々から成る風光明媚なエリアです。

瀬戸内海の穏やかな気候や風土に育まれ、漁村や農村など人々の日々の営みと密接に関わり合う、固有の文化的な景観が見られます。



### 【景観形成の方針】

#### ■風土と暮らしの智恵を伝える文化的景観の継承

- 女木島の玄武岩、花崗岩で築造されたオーテと呼ばれる石垣による固有の集落景観や、男木島の斜面地に石垣の積まれた集落が広がる景観などは、瀬戸内の島での暮らしを素地とした固有の文化的な景観として保全・継承を図ります。

#### ■多種多様な生物との共生を支える自然環境の保全

- 美しい砂浜や磯と青い海が広がる海岸、その背後に広がる豊かな樹林地から成る島の自然環境は、将来にわたり変わらない美しい自然景観として保全・継承を図ります。
- 多種多様な生物との共生の場である瀬戸内海水面の埋立て又は干拓等をなるべく行わず、やむを得ない場合は、自然景観との調和に配慮した護岸や周囲の緑化等を誘導します。

#### ■移動に伴い連続性のある景観の形成

- 島を船で訪れる人からの見え方に配慮し、建築物等の形態・意匠、色彩等を誘導するとともに、周囲の自然景観や集落景観との調和を図ります。

#### ■固有の歴史・文化を伝える地域資源と景観形成

- 女木島の桃太郎伝説、男木島灯台など、地域固有の歴史・文化を今に伝える地域資源が残る地区では、周囲の自然環境との調和に配慮し、これらの地域資源と一体となった情緒ある景観形成を図ります。

## 瀬戸内海景観ゾーン

### 【景観形成の方針】

#### ■瀬戸内海を意識した都市景観の形成

○四国における海の玄関口として、「瀬戸内海を見る」、「瀬戸内海から見られる」ことを常に意識し、中心市街地における調和のとれたスカイライン、まとまりのある色彩、瀬戸内海への眺望を楽しめる親水空間の整備等による景観形成を図ります。



#### ■海辺の生業を生かした集落景観の保全・形成

○海、港、集落とそこでの漁業活動とともに形成された生活文化を背景とした固有の集落景観は、暮らしや営みとともに形づくられてきた地域固有のものであることから、第1次産業振興施策と連携しながら、生活・生業に根ざした集落景観の保全・形成を図ります。

#### ■瀬戸内海を一望できる視点場からの魅力ある眺望景観の保全・活用

○五色台などの山頂からは、瀬戸内海と市街地から成る高松らしい景観を一望できることから、来訪者が訪れる主要な場所は、眺望を楽しむことができる視点場として整備するなど、保全・活用を図ります。

### 3 景観形成重点地区における景観形成方針

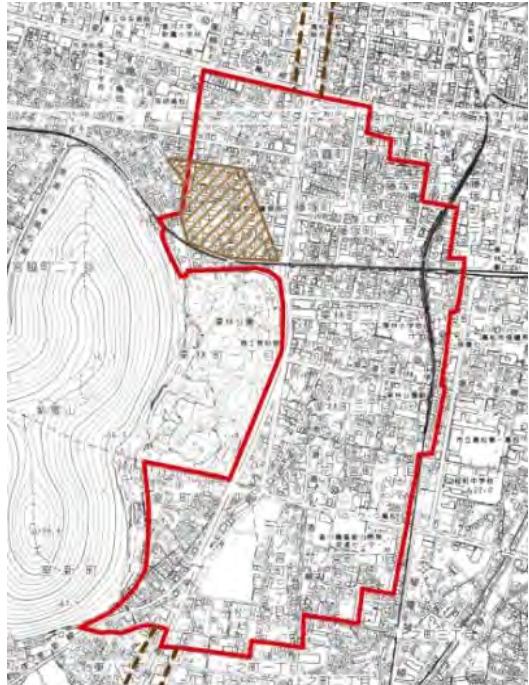
#### 栗林公園周辺景観形成重点地区

##### 【景観特性】

江戸時代、高松藩主生駒氏により造園され、その後、松平氏が5代100年余りをかけて完成させた特別名勝栗林公園は、造形美と自然美とが調和した歴史的な公園として、市内外の多くの人々に親しまれています。

広大な公園の敷地からは、紫雲山を背景に6つの池と13の築山、四季折々の花々など、一歩一景といわれる変化に富んだ美しい景観を見ることができます。

栗林公園周辺地区は、その良好な風致景観や住環境を享受するため、高層マンション等の新たな開発が起こる可能性が高いことから、公園周辺で新たな建築・開発行為を行う際には、地区固有の景観と調和した形態・意匠等に配慮した景観形成が求められています。



##### 【景観形成の方針】

#### 「栗林公園からの眺望に配慮し、緑に包まれた歴史的風致景観づくりを進めます」

○特別名勝栗林公園の歴史的な風致景観を、後世まで継承すべき市民共有の財産として適切に保全を図るため、公園内の主要な地点からの見え方に配慮した景観形成を図ります。

○モデル地区内では、公園内からの眺望を阻害することのないよう、建物の高さや色彩、形態等に配慮を求めるとともに、敷地内の緑化を誘導することで、背景となる紫雲山と一体となった落ち着きのあるモデル地区にふさわしい景観の創出を図ります。

○中央通りに面した区域は、風致景観と調和するよう、特別名勝栗林公園への玄関口にふさわしいもてなしの心が伺える景観形成を図ります。

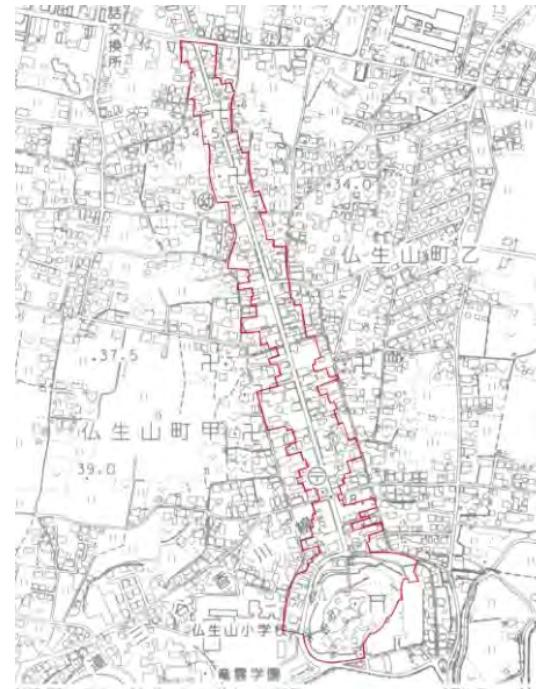
## 仏生山歴史街道景観形成重点地区

### 【景観特性】

高松藩主松平氏の菩提寺である法然寺の門前町として栄えた仏生山地区には、本町通りを中心に江戸から昭和の面影を残す町家や寺院が残り、近年、町家の外観を生かした店舗利用など、歴史的な地域資源の活用が進められています。

また、周辺にはため池も多く、前池や平池などこの地域独特の風土が感じられる景観を見ることができます。

一方、近年では個々の建物の建替えに伴い、当時の門前町の面影が失われつつあることから、この地区的歴史・風土の魅力を後世にまで継承していくため、地区住民との話し合いの下、歴史・風土を感じられる景観形成に向けた一定のルールづくりが求められます。



### 【景観形成の方針】

「門前町の歴史的資源や周囲の自然を活用し、

**歴史・文化が息づく景観づくりを進めます」**

○門前町の歴史的町並みや前山や前池、平池など周囲の自然景観との調和を図るため、建築物の高さや形態・意匠、色彩等に配慮を求め、町並みとしての連続性を感じられる景観形成を図ります。

○公共施設（道路）における電線類の地中化等についても検討するとともに、地区の歴史を伝える案内サインの整備なども含め、歩行者が歩きながら快適に楽しむことができる町並み景観の創出を図ります。

## 都市軸沿道（11・193号等）景観形成重点地区

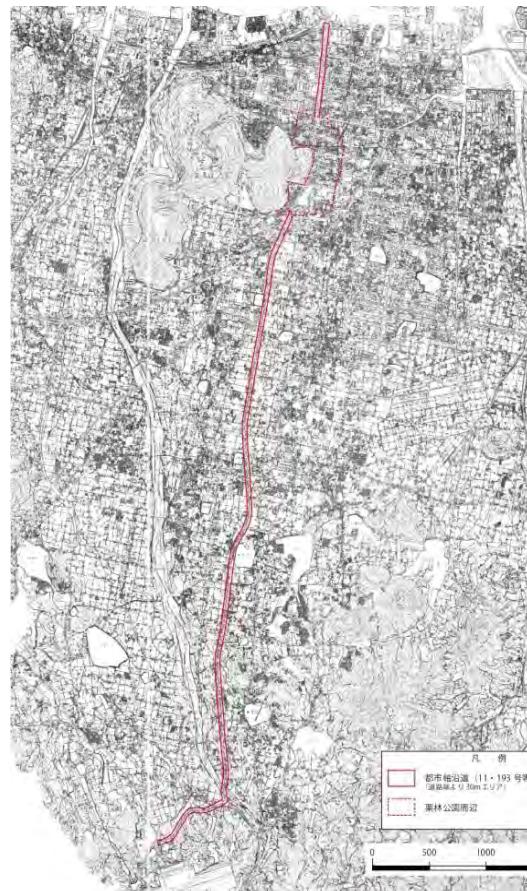
### 【景観特性】

国道11・193号等は、香川県の空の玄関口である高松空港から中心市街地へとつながるアクセス道路であり、その沿道景観は、高松市を訪れる人々が最初に目にし、高松を印象づける非常に大きな役割を担うこととなります。

しかし、現状では商業施設等の立地に伴い、大規模かつ派手な屋外広告物が建ち並び、全国どこにでも見受けられるような、猥雑な沿道景観が形成されています。

一方、本市の中央を南北に貫くメインストリートである中央通り（サンポート高松玉藻交差点～栗林公園前交差点）の沿道には、公的機関や事務所等が立地し、中央分離帯に植樹されているクスノキと相まって、良好な景観が形成されています。

これらの連続する沿道景観の多様な地域特性に応じて、建築物等に関する一定のルールを設定し、秩序と潤いのある景観を誘導していくことが必要です。



### 【景観形成の方針】

#### 「高松市の顔にふさわしい、潤いと品格を感じられる沿道景観づくりを進めます」

○都市軸沿道（11・193号等）では、多くの屋外広告物が掲出されるとともに、建物外観自体が屋外広告物化するものも見られることから、建築物や工作物については、沿道からの見え方に配慮し、市街地や田園地域の周囲の環境と調和した景観形成の誘導を図ります。

○中央通りの沿道では、街路樹による連続する緑、沿道に建ち並ぶ建物のスカイラインやファサード、道路のデザイン等が一体となったメインストリートにふさわしい質の高い公共空間の景観形成を図ります。

○田園居住地から市街地へと変化する特性を踏まえ、沿道景観の変化性や連続性、四季の移り変わりを感じられるよう、道路側の緑化や既存の街路樹や敷地内の樹木の保全、維持・管理に努めるなど、魅力ある景観形成を図ります。

## 屋島景観形成重点地区

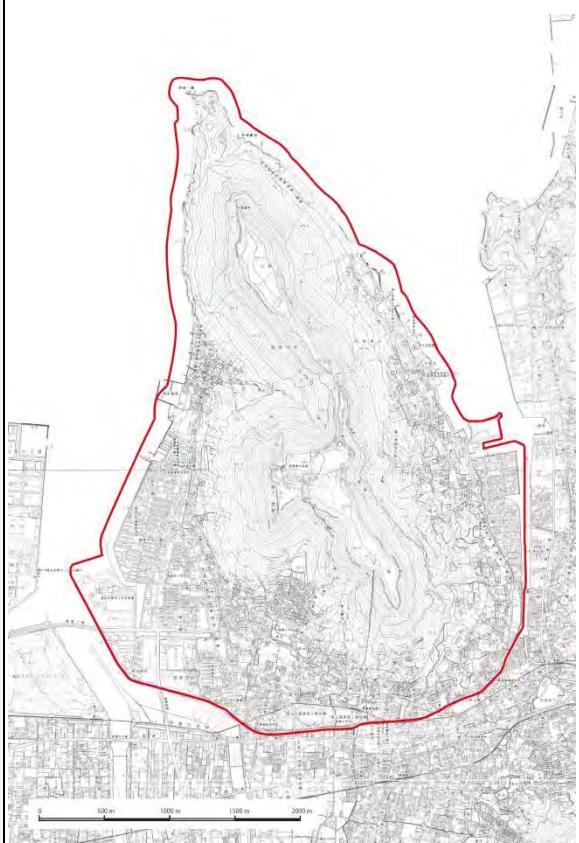
### 【景観特性】

屋島を望む景観は、緑豊かな山上及び傾斜地と、山麓平地部に広がる市街地から成る景観で構成されており、瀬戸内海に突き出した山上部の平坦な屋根のような形をした緑の台地状地形は、特異な景観として、高松市のシンボル、ランドマーク的な景観として親しまれています。また、屋島山上には市街地や瀬戸内海の多島美の風景を楽しむことができる場所（眺望点）が多数存在しています。

山上及び傾斜地、山麓平地部の東側市街地は、自然公園法の管理基準等により、良好な景観が保たれています。

一方、西側市街地は、文化財保護法により建築物や工作物等の高さに対する基準はあるものの、色彩・形態に対しては緩やかな基準となっているため、家並みを構成する屋根の形状や色彩など、ちぐはぐな印象を受けるケースも見受けられます。

建築物や工作物等の形態・意匠、色彩等について、統一した方針・基準を設定することで、屋島山上からの良好な眺望景観及び山麓平地部の良好な景観の保全が求められています。



### 【景観形成の方針】

「源平合戦の古戦場として名高い屋島の歴史的資源を

活用した景観づくりを進めます」

○屋島寺や源平合戦跡などの歴史的な資源が残されているとともに、自然公園としての豊かな自然環境を有し、市街地からも緑豊かな景観を望むことができることから、文化財保護法や自然公園法に基づく管理基準等と連携しながら、屋島に対する眺望景観の保全を図ります。

○屋島周辺の建築物や工作物の形態・意匠、色彩等に配慮を求め、自然と居住環境が調和した景観形成を図るとともに、落ち着きのある屋島山上からの眺望景観の創出を図ります。

## 讃岐国分寺跡周辺景観形成重点地区

### 【景観特性】

特別史跡として四国で唯一指定されている讃岐国分寺跡を中心に、その背景となる山並みや農地が維持された田園風景を形成しています。

また、田園の中の家屋については、水田、山並みと調和した景観となっています。

一方、讃岐国分寺跡東側の住居系の用途地域内には、一定規模以上の建築物が多く見られることから、今後、景観に大きな影響を及ぼす恐れがあります。

歴史的価値の高い特別史跡地であることを再認識し、歴史・文化の息づく景観として保全・継承を図るとともに、建築物や工作物の形態・意匠、色彩等に配慮を求め、周辺の田園居住景観と調和した景観の創出を図ることが必要です。



### 【景観形成の方針】

「特別史跡讃岐国分寺跡の歴史的資源や周囲の自然を活用し、

**歴史・文化が息づく景観づくりを進めます」**

○特別史跡として四国で唯一指定されている讃岐国分寺跡の高い歴史的価値を再認識し、その周辺の町並みについて、歴史・文化の息づく地区として、景観の保全・継承を図ります。

○讃岐国分寺跡周辺の地区について、建築物や工作物の形態・意匠、色彩等に配慮を求め、周辺の田園居住景観と調和した景観の創出を図ります。

## 第4章 良好的な景観形成のための行為の制限に関する事項

### 1 届出対象行為

#### (1) 届出対象行為の考え方

##### ○ 届出対象行為（範囲）について

平成5年に自主条例として制定した都市景観条例では、大規模な「建築物」や「工作物（屋外広告物を含む）」を届出対象行為として、良好な都市景観の形成に取り組んできました。

「開発行為」については、都市景観条例において、届出対象行為に含まれていませんでしたが、周辺の良好な景観の形成に大きな影響を及ぼす行為であることから、届出対象行為に位置づけ、指導・助言等を行うこととします。

なお、都市景観条例において届出対象行為であった「屋外広告物」については、平成26年に屋外広告物条例を改正し、規制・誘導区域を市全域に見直したことから、届出対象行為から除外し、屋外広告物条例に基づき、規制・誘導を実施します。

##### ○ 届出対象行為（規模）について

都市景観条例に基づき、届出対象規模については、市全域（仏生山歴史街道を除く。）に一律の規模を定めています。

景観法に基づく届出対象規模については、市全域の一律の規模から、それぞれの地域の景観特性や、用途地域等の土地利用を考慮し、適切な届出対象規模を、「景観ゾーン」・「景観形成重点地区」ごとに定めることとします。

## ■届出対象行為（規模）の考え方

区域区分等		考え方等
一般区域 (景観ゾーン)	市街地	地域の景観特性や用途地域等の土地利用の形態を考慮し、次の3つに区分します。 ① 用途地域（商工系） …近隣商業・商業地域、準工業・工業・工業専用地域 ② 用途地域（住居系） …第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種居住地域、準居住地域 ③ 用途地域外 …用途地域が指定されていない区域、都市計画区域外
	田園居住	
	山地・丘陵地	
	海・島しょ	
景観形成重点地区	栗林公園周辺	地域の景観特性等を考慮して設定
	仏生山歴史街道	地域の景観特性等を考慮して設定（全ての行為）
	都市軸沿道（11・193号等）	地域の景観特性等を考慮して設定
	屋島	地域の景観特性等を考慮して設定
	讃岐国分寺跡周辺	地域の景観特性等を考慮して設定

## 【一般区域（市全域）】

### ■建築物

- ・用途地域（商工系）では、都市景観条例に基づく届出と同様に、大規模な建築物（高さが20m、延べ面積が3,000m<sup>2</sup>を超えるもの）を届出対象とします。
- ・用途地域（住居系）、用途地域外では、延べ面積が1,000m<sup>2</sup>を超えるものが比較的多く建設されており、周囲の景観に及ぼす影響も大きいことから、届出対象規模（延べ面積が3,000m<sup>2</sup>を超えるもの）を1,000m<sup>2</sup>に引き下げます。
- ・平成23年12月の都市計画制度の見直しにより、郊外部において、田園環境の創出・保全を目的とした建築物の高さ規制の導入に併せ、用途地域（住居系）、用途地域外については、届出対象規模（高さが20mを超えるもの）を10mに引き下げます。

### ■工作物

- ・届出対象規模（高さが20mを超えるもの）を10mに引き下げ、建築物と一体的な景観形成を図るとともに、都市景観条例に基づく屋外広告物の届出対象規模を引き継ぎ、高さが10mを超える鉄塔等を届出対象とします。

### ■開発行為

- ・3,000m<sup>2</sup>を超える大規模な開発行為を届出対象とします。

## 【景観形成重点地区】

### 栗林公園周辺景観形成重点地区

#### ■建築物

- ・栗林公園からの眺望に配慮し、緑に包まれた歴史的風致景観を創出するため、高さが10m、延べ面積が500m<sup>2</sup>を超える建築物について、届出対象とします。

#### ■工作物・開発行為

- ・一般区域（市全域）と同一の届出対象とします。

### 仏生山歴史街道景観形成重点地区

#### ■建築物・工作物・開発行為

- ・全ての建築行為等を届出対象とし、景観の保全、形成に取り組んできていることから、今後も全ての建築行為等を届出対象規模とします。

### 都市軸沿道（11・193号等）景観形成重点地区

#### ■建築物

- ・本市の顔にふさわしい、潤いと品格が感じられる沿道景観を創出するため、高さが10m、延べ面積が500m<sup>2</sup>を超える建築物について、届出対象とします。

#### ■工作物・開発行為

- ・一般区域（市全域）と同一の届出対象とします。

### 屋島景観形成重点地区

#### ■建築物

- ・源平合戦の古戦場として名高い屋島の歴史的資源を活用した景観を創出するため、高さが10m、延べ面積が500m<sup>2</sup>を超える建築物について、届出対象とします。

#### ■工作物・開発行為

- ・一般区域（市全域）と同一の届出対象とします。

### 讃岐国分寺跡周辺景観形成重点地区

#### ■建築物

- ・特別史跡讃岐国分寺跡の歴史的資源や周囲の自然を活用し、歴史・文化が息づく景観を創出するため、高さが10m、延べ面積が500m<sup>2</sup>を超える建築物について、届出対象とします。

#### ■工作物・開発行為

- ・一般区域（市全域）と同一の届出対象とします。

## (2) 一般区域の届出対象行為（景観形成重点地区を除く。）

景観ゾーン区分	市街地		田園居住 山地・丘陵地 海・島しょ	
	用途地域等	用途地域(商工系)	用途地域(住居系)	用途地域外
建築物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	高さが20mを超えるもの	高さが10mを超える又は延べ面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの	
工作物	新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	高さが10mを超えるもの（建築物の屋上等に設置される場合は、地盤面から10mを超えて、かつ、設置面から5mを超えるもの）		
開発行為	都市計画法第4条第12項に規定する行為	区域面積が3,000m <sup>2</sup> を超えるもの		

※対象となる工作物は次に挙げるもの。

(1) 煙突
(2) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、鉄塔その他これらに類するもの
(3) 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
(4) 擁壁
(5) 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
(6) 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものを貯蔵する施設
(7) 門、塀、さく、垣その他これらに類するもの
(8) 高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋その他これらに類するもの
(9) 立体駐車場
(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定し、告示するもの

### ■届出等の対象除外となる行為

- 一戸建ての専用住宅として建築される行為（仏生山歴史街道景観形成重点地区は除く。）
- 仮設の建築物の建築等又は仮設の工作物の建設等として行う行為
- 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為（景観法施行令第8条で定めるもの）
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 国立公園の特別地域及び普通地域内において、自然公園法に基づく許可等を受けて行う行為
- 景観法第16条第7項第11号の政令で定める行為（景観法施行令第10条で定めるもの）

### (3) 景観形成重点地区の届出対象行為

景観形成重点地区区分		栗林公園周辺	都市軸沿道(11・193号等)	屋島	讃岐国分寺跡周辺	仏生山歴史街道
建築物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	高さが10mを超えるもの				規模に関わらず全てのもの
工作物	新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	高さが10mを超えるもの(建築物の屋上等に設置される場合は、地盤面から10mを超えて、かつ、設置面から5mを超えるもの)			【一般区域と同一基準】	規模に関わらず全てのもの
開発行為	都市計画法第4条第12項に規定する行為	区域面積が3,000m <sup>2</sup> を超えるもの			【一般区域と同一基準】	規模に関わらず全てのもの

※対象となる工作物は次に挙げるもの。 【一般区域と同一基準】

(1) 煙突
(2) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、鉄塔その他これらに類するもの
(3) 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
(4) 擁壁
(5) 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
(6) 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものを貯蔵する施設
(7) 門、塀、さく、垣その他これらに類するもの
(8) 高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋その他これらに類するもの
(9) 立体駐車場
(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定し、告示するもの

#### ■届出等の対象除外となる行為

- 一戸建ての専用住宅として建築される行為（仏生山歴史街道景観形成重点地区は除く。）
- 仮設の建築物の建築等又は仮設の工作物の建設等として行う行為
- 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為（景観法施行令第8条で定めるもの）
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 国立公園の特別地域及び普通地域内において、自然公園法に基づく許可等を受けて行う行為
- 景観法第16条第7項第11号の政令で定める行為（景観法施行令第10条で定めるもの）

## 2 届出の流れ

### (1) 景観法に基づく届出の流れ

景観法に基づく景観条例の改正により、行為の届出をした日から30日以内に、景観計画に定める景観形成基準への適合審査を行い、景観形成基準に適合しない場合は、必要に応じて審議会の意見を聴取し、勧告や変更命令等の措置を実施することとします。

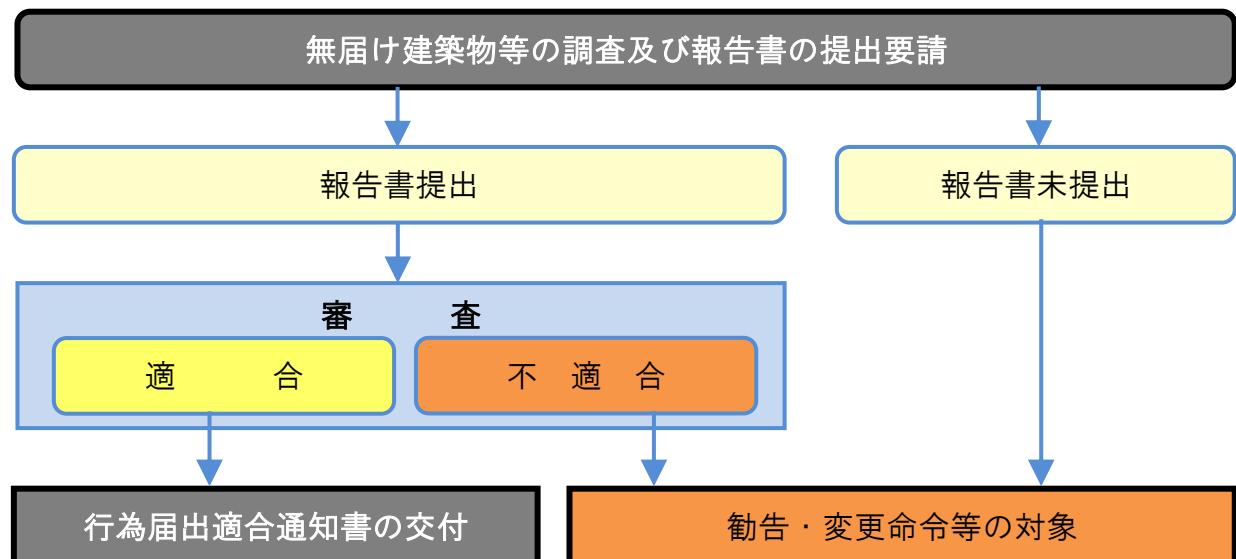
基本的には、これまでの良好な景観形成に向けた事前相談を実施し、景観計画に定める景観形成基準への適合や都市計画制度との連動を促進するため、事前協議制度を条例で義務付けるとともに、行為が完了した後、「完了届」や「完成写真」の提出を義務付け、必要に応じて現地確認を行うこととします。

### (2) 無届け等に対する措置について

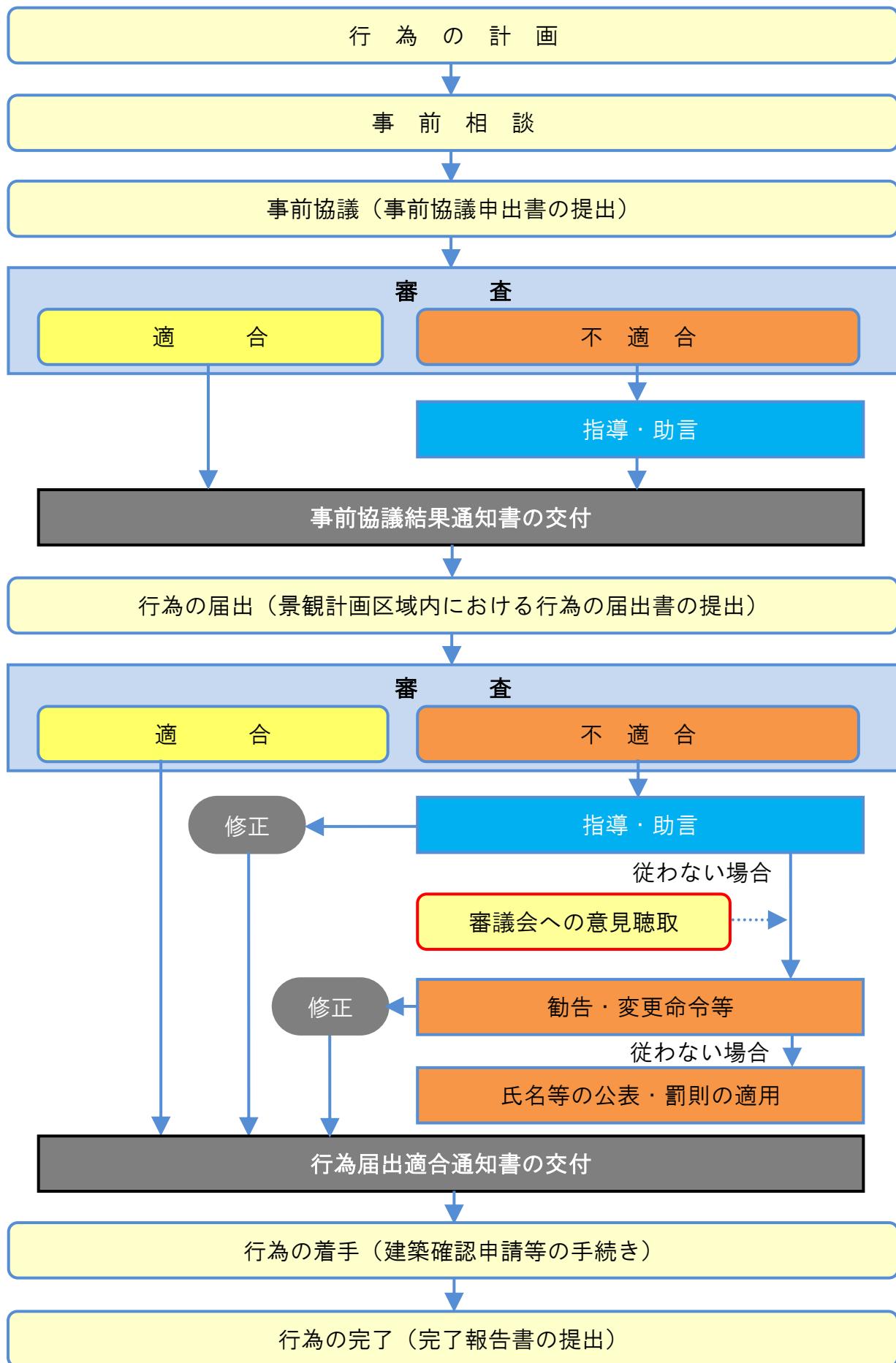
都市景観条例から、景観法委任条例に基づく届出制度に改正しても、建築基準法に基づく建築確認申請の関係規定に景観法が該当しないことから、景観形成基準に適合しない建築物等が建設される可能性があります。

そのため、無届けの建築物等があった場合においては、建築物等の所有者等に対し、「報告書」の提出を求めるとともに、景観形成基準に適合していない場合は、勧告や変更命令等の対象とします。

#### ■無届け等に対する措置の流れ



■届出の流れ



### 3 一般区域における景観形成基準

#### 市街地景観ゾーン

項目	景観形成基準											
建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>□周辺建築物との壁面の位置、敷地前面の道路状況等に配慮し、調和のとれた配置、規模とする。</li> <li>□歴史的な建築物等の優れた景観資源に隣接する場合は、その保全に配慮した配置とする。</li> <li>□大規模なものとなる場合には、道路境界から後退するなど、周囲に違和感や圧迫感を与えない配置、規模とする。</li> <li>□公開空地や緑地を設ける場合は、憩いや賑わいが醸しだされるよう工夫するとともに、隣接する空地との連続性に配慮した配置とする。</li> </ul>											
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>□周辺と調和した外観となるよう配慮し、建築物全体として統一感のある形態、意匠とする。</li> <li>□ため池や河川周辺では、オープンスペースである水辺からの眺望を阻害しない形態、意匠とする。</li> <li>□街角等では、立地特性を活かした形態・意匠とする。</li> <li>□商業系の用途地域では、建築物の低層部における形態、意匠に配慮し、歩くのが楽しくなる快適な歩行空間の創出に努める。</li> <li>□工業系の用途地域では、建築物の連担による単調さや周辺への圧迫感を軽減させるよう配慮し、全体としてすっきりとした形態、意匠とする。</li> <li>□住居系の用途地域では、周囲との調和に配慮し、奇抜な形態、意匠は避ける。</li> </ul>											
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>□外観（外壁及び屋根）の基調色には、けばけばしい色の使用は避け、できる限り落ち着いたものとする。</li> <li>□屋根の色彩は外壁の色彩との調和に配慮したものとする。</li> <li>□外壁で複数の色彩を組み合わせる場合は、全体として調和のとれたものとし、周囲に違和感を与えないものとする。</li> <li>□アクセント色を使用する場合は、周辺の景観に配慮し、できる限り低層部での使用に努める。</li> <li>□外観（外壁及び屋根）の基調色は、次の色彩基準（マンセル表色系）に適合したものとする。（ただし、自然素材に彩色を施さず使用する場合は、この限りではない。）           <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y、YR、R</td> <td>6以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> </li> </ul>			色相	彩度	明度	Y、YR、R	6以下	—	その他	2以下	—
色相	彩度	明度										
Y、YR、R	6以下	—										
その他	2以下	—										

項目	景観形成基準	
建築物	素材・材料	<p>□外観（外壁及び屋根）に使用する素材及び材料は、周辺の景観との調和に配慮し、光沢のあるものや反射光の生じるものをできる限り使用しないよう努める。</p> <p>□外観（外壁及び屋根）に使用する素材及び材料は、長期間にわたり良好な外観が維持できるよう、耐久性に優れたものの使用に努める。</p>
	附帯する設備等	<p>□屋外階段やバルコニー等は、建築物全体と統一感のある位置、形態、意匠とし、周辺から過度に目立つことは避ける。</p> <p>□屋上又は塔屋、外壁等に設置する設備類等は、周囲から容易には見えないよう工夫し、露出する場合には、建築物と調和した形態、意匠とする。</p> <p>□建築物の周囲に設置する設備類等は、道路等の公共空間から容易に見えない位置へ配置するか、見苦しくないよう植栽等による目隠しの設置に努める。</p> <p>□外観照明は、地域の景観特性を踏まえ、節度あるものとし、派手な色や点滅照明等、周囲に不快感を与えるものの使用は避ける。</p>
	附帯する屋外広告物等	<p>□建築物に設置する屋外広告物は、地域の景観特性を踏まえ、節度あるものとし、目立つことだけを目的とするデザインは避ける。</p> <p>□建築物に設置する屋外広告物の掲示個数は必要最小限とし、設置位置も可能な限り集約するとともに、全体として統一感のあるデザインとする。</p> <p>□屋上広告物の設置はできる限り避ける。やむを得ず設置する場合には、建築物の規模とのバランスを踏まえ、過度に目立つことは避ける。</p> <p>□建築物の壁面等に設置する突出広告物は、建築物の高層部への設置はできる限り避ける。</p> <p>□LEDやネオン管等の発光型サインを設置する場合は、周囲の景観と調和した節度あるものとし、点滅するものや光の色が変化するものなどの使用はできる限り避ける。</p>
	外構・緑化等	<p>□駐輪場、荷捌き場、ごみ集積所等は、道路等の公共空間から容易に見えない位置に配置するか、見苦しくないよう植栽等による目隠しの設置に努める。</p> <p>□既存の樹木等はできる限り保全・活用に努める。</p> <p>□道路等の境界部分には、周辺の景観との調和に配慮し、樹木や生け垣等による緑化に努める。</p> <p>□周辺の景観との調和に配慮し、樹木や花等による四季の演出を行い、魅力ある空間の形成に努める。</p> <p>□周辺の景観との調和に配慮し、樹木の配置や樹種の構成に配慮し、できる限り高木等の設置に努める。</p>
工作站物	配置・規模	<p>□周辺の景観に配慮し、調和のとれた配置、規模とする。</p> <p>□歴史的な建築物等の優れた景観資源に隣接する場合は、その保全に配慮した配置とする。</p> <p>□大規模なものとなる場合には、道路境界から後退するなど、周囲に違和感や圧迫感を与えない配置、規模とする。</p>

項目	景観形成基準	
工作物	形態・意匠	<p>□周辺の景観に配慮し、周囲から過度に目立たない形態、意匠とする。</p> <p>□周囲に違和感や圧迫感を与えないよう、全体としてすっきりとした形態、意匠とする。</p> <p>□建築物に附帯して設置する工作物は、建築物とのバランスに配慮し、全体として一体感のある外観となるよう形態、意匠を工夫する。</p>
	色彩	<p>□全体として統一感のある色彩とし、建築物で定める色彩基準に適合したものとする。</p>
	素材・材料	<p>□外観に使用する素材及び材料は、周辺の景観との調和に配慮し、光沢のあるものや反射光の生じるものをできる限り使用しないように努める。</p> <p>□外観に使用する素材及び材料は、長期間にわたり良好な外観が維持できるよう、耐久性に優れたものの使用に努める。</p>
	屋外広告物	<p>□地域の景観特性を踏まえ、節度あるものとし、目立つことだけを目的としたデザインは避ける。</p> <p>□掲示個数は必要最小限とし、大きさや、夜間景観に配慮するとともに、設置位置も可能な限り集約し、全体として統一感のあるデザインとする。</p> <p>□屋上広告物の設置は、建築物とのバランスに配慮し、過度に目立つことは避ける。</p> <p>□建築物の壁面等に設置する突出広告物は、建築物の高層部への設置はできる限り避ける。</p> <p>□L E Dやネオン管等の発光型サインを設置する場合は、周囲の景観と調和した節度あるものとし、点滅するものや光の色が変化するものなどの使用はできる限り避ける。</p>
開発行為		<p>□開発に伴う法面や擁壁は長大となることは避け、周辺に圧迫感を与えないよう配慮し、やむを得ず長大なものとなる場合には、緑化などの措置により、周囲との調和に努める。</p> <p>□既存の樹林地はできる限り保全・活用する。</p> <p>□地形を活かし、切土・盛土による地形改変が最小限となるように配慮した造成に努める。</p> <p>□擁壁等は、自然素材を使用するなど、できる限り周辺の自然となじむよう配慮する。</p>

## 田園居住景観ゾーン

項目	景観形成基準									
建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>周辺建築物との壁面の位置、敷地前面の道路状況等に配慮し、調和のとれた配置、規模とする。</li> <li><input type="checkbox"/>歴史的な建築物等の優れた景観資源に隣接する場合は、その保全に配慮した配置とする。</li> <li><input type="checkbox"/>大規模なものとなる場合には、道路境界から後退するなど、周囲に違和感や圧迫感を与えない配置、規模とする。</li> <li><input type="checkbox"/>背景となる山や樹林地との調和に配慮した配置、規模とする。</li> <li><input type="checkbox"/>広がりのある田園景観との調和に配慮したゆとりある配置とする。</li> </ul>									
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>周辺と調和した外観となるよう配慮し、建築物全体として統一感のある形態、意匠とする。</li> <li><input type="checkbox"/>ため池や河川周辺では、オープンスペースである水辺からの眺望を阻害しない形態、意匠とする。</li> <li><input type="checkbox"/>勾配のある屋根とするなど、背景の山や樹林地との調和に配慮した形態、意匠とする。</li> <li><input type="checkbox"/>広がりのある田園景観との調和に配慮し、奇抜な形態、意匠は避け、落ち着いた外観とする。</li> </ul>									
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>外観（外壁及び屋根）の基調色には、けばけばしい色の使用は避け、できる限り落ち着いたものとする。</li> <li><input type="checkbox"/>屋根の色彩は外壁の色彩との調和に配慮したものとする。</li> <li><input type="checkbox"/>外壁で複数の色彩を組み合わせる場合は、全体として調和のとれたものとし、周囲に違和感を与えないものとする。</li> <li><input type="checkbox"/>アクセント色を使用する場合は、周辺の景観に配慮し、できる限り低層部での使用に努める。</li> <li><input type="checkbox"/>外観（外壁及び屋根）の色彩は、周囲の田園景観や樹林地の緑との調和に配慮し、落ち着いたものとする。</li> <li><input type="checkbox"/>外観（外壁及び屋根）の基調色は、次の色彩基準（マンセル表色系）に適合したものとする。（ただし、自然素材に彩色を施さず使用する場合は、この限りではない。）           <table border="1" style="margin-left: 20px; width: fit-content;"> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> <tr> <td>Y、YR、R</td> <td>4以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> <td>—</td> </tr> </table> </li> </ul>	色相	彩度	明度	Y、YR、R	4以下	—	その他	2以下	—
色相	彩度	明度								
Y、YR、R	4以下	—								
その他	2以下	—								
素材・材料	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>外観（外壁及び屋根）に使用する素材及び材料は、周辺の景観との調和に配慮し、光沢のあるものや反射光の生じるものができる限り使用しないように努める。</li> <li><input type="checkbox"/>外観（外壁及び屋根）に使用する素材及び材料は、長期間にわたり良好な外観が維持できるよう、耐久性に優れたものの使用に努める。</li> </ul>									

項目	景観形成基準	
建築物	附帯する設備等	<p>□屋外階段やバルコニー等は、建築物全体と統一感のある位置、形態、意匠とし、周辺から過度に目立つことは避ける。</p> <p>□屋上又は塔屋、外壁等に設置する設備類等は、周囲から容易には見えないよう工夫し、露出する場合には、建築物と調和した形態、意匠とする。</p> <p>□建築物の周囲に設置する設備類等は、道路等の公共空間から容易に見えない位置へ配置するか、見苦しくないよう植栽等による目隠しの設置に努める。</p> <p>□外観照明は、地域の景観特性を踏まえ、節度あるものとし、派手な色や点滅照明等、周囲に不快感を与えるものの使用は避ける。</p>
	附帯する屋外広告物等	<p>□建築物に設置する屋外広告物は、地域の景観特性を踏まえ、節度あるものとし、目立つことだけを目的とするデザインは避ける。</p> <p>□建築物に設置する屋外広告物の掲示個数は必要最小限とし、設置位置も可能な限り集約するとともに、全体として統一感のあるデザインとする。</p> <p>□屋上広告物の設置はできる限り避ける。やむを得ず設置する場合には、建築物の規模とのバランスを踏まえ、過度に目立つことは避ける。</p> <p>□建築物の壁面等に設置する突出広告物は、建築物の高層部への設置はできる限り避ける。</p> <p>□LEDやネオン管等の発光型サインを設置する場合は、周囲の景観と調和した節度あるものとし、点滅するものや光の色が変化するものなどの使用はできる限り避ける。</p>
	外構・緑化等	<p>□駐輪場、荷捌き場、ごみ集積所等は、道路等の公共空間から容易に見えない位置に配置するか、見苦しくないよう植栽等による目隠しの設置に努める。</p> <p>□既存の樹木等はできる限り保全・活用に努める。</p> <p>□道路等の境界部分には、周辺の景観との調和に配慮し、樹木や生け垣等による緑化に努める。</p> <p>□周辺の景観との調和に配慮し、樹木や花等による四季の演出を行い、魅力ある空間の形成に努める。</p> <p>□周辺の景観との調和に配慮し、樹木の配置や樹種の構成に配慮し、できる限り高木等の設置に努める。</p>
工作物	配置・規模	<p>□周辺の景観に配慮し、調和のとれた配置、規模とする。</p> <p>□歴史的な建築物等の優れた景観資源に隣接する場合は、その保全に配慮した配置とする。</p> <p>□大規模なものとなる場合には、道路境界から後退するなど、周囲に違和感や圧迫感を与えない配置、規模とする。</p>
	形態・意匠	<p>□周辺の景観に配慮し、周囲から過度に目立たない形態、意匠とする。</p> <p>□周囲に違和感や圧迫感を与えないよう、全体としてすっきりとした形態、意匠とする。</p> <p>□建築物に附帯して設置する工作物は、建築物とのバランスに配慮し、全体として一体感のある外観となるよう形態、意匠を工夫する。</p>

項目		景観形成基準
工 作 物	色彩	<p>□全体として統一感のある色彩とし、建築物で定める色彩基準に適合したものとする。</p>
	素材・材料	<p>□外観に使用する素材及び材料は、周辺の景観との調和に配慮し、光沢のあるものや反射光の生じるものをできる限り使用しないように努める。</p> <p>□外観に使用する素材及び材料は、長期間にわたり良好な外観が維持できるよう、耐久性に優れたものの使用に努める。</p>
	屋外広告物	<p>□地域の景観特性を踏まえ、節度あるものとし、目立つことだけを目的としたデザインは避ける。</p> <p>□掲示個数は必要最小限とし、大きさや、夜間景観に配慮するとともに、設置位置も可能な限り集約し、全体として統一感のあるデザインとする。</p> <p>□屋上広告物の設置は、建築物とのバランスに配慮し、過度に目立つことは避ける。</p> <p>□建築物の壁面等に設置する突出広告物は、建築物の高層部への設置はできる限り避ける。</p> <p>□LEDやネオン管等の発光型サインを設置する場合は、周囲の景観と調和した節度あるものとし、点滅するものや光の色が変化するものなどの使用はできる限り避ける。</p>
開発行為		<p>□開発に伴う法面や擁壁は長大となることは避け、周辺に圧迫感を与えないよう配慮し、やむを得ず長大なものとなる場合には、緑化などの措置により、周囲との調和に努める。</p> <p>□既存の樹林地はできる限り保全・活用する。</p> <p>□地形を活かし、切土・盛土による地形改変が最小限となるように配慮した造成に努める。</p> <p>□擁壁等は、自然素材を使用するなど、できる限り周辺の自然となじむよう配慮する。</p>

## 山地・丘陵地景観ゾーン

項目	景観形成基準											
建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>□周辺建築物との壁面の位置、敷地前面の道路状況等に配慮し、調和のとれた配置、規模とする。</li> <li>□歴史的な建築物等の優れた景観資源に隣接する場合は、その保全に配慮した配置とする。</li> <li>□大規模なものとなる場合には、道路境界から後退するなど、周囲に違和感や圧迫感を与えない配置、規模とする。</li> <li>□讃岐平野等から山や樹林地への眺望を阻害しない配置、規模とする。</li> <li>□周辺の樹林地や山間の棚田等と調和に配慮したゆとりある配置とする。</li> <li>□山間の棚田や河川等の良好な景観を阻害しない配置・規模とする。</li> </ul>											
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>□周辺と調和した外観となるよう配慮し、建築物全体として統一感のある形態、意匠とする。</li> <li>□たまに池や河川周辺では、オープンスペースである水辺からの眺望を阻害しない形態、意匠とする。</li> <li>□勾配のある屋根とするなど、背景の山や樹林地との調和に配慮した形態、意匠とする。</li> <li>□周辺の樹林地や海からの眺めにおいて、過度に目立たないよう、自然と調和した形態・意匠とする。</li> </ul>											
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>□外観（外壁及び屋根）の基調色には、けばけばしい色の使用は避け、できる限り落ち着いたものとする。</li> <li>□屋根の色彩は外壁の色彩との調和に配慮したものとする。</li> <li>□外壁で複数の色彩を組み合わせる場合は、全体として調和のとれたものとし、周囲に違和感を与えないものとする。</li> <li>□アクセント色を使用する場合は、周辺の景観に配慮し、できる限り低層部での使用に努める。</li> <li>□外観（外壁及び屋根）の色彩は、周囲の田園景観や樹林地の緑との調和に配慮し、落ち着いたものを選択するとともに、できる限り、自然色に近い色相の使用に努める。</li> <li>□外観（外壁及び屋根）の基調色は、次の色彩基準（マンセル表色系）に適合したものとする。（ただし、自然素材に彩色を施さず使用する場合は、この限りではない。）           <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y、YR、R</td> <td>4以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> </li> </ul>			色相	彩度	明度	Y、YR、R	4以下	—	その他	2以下	—
色相	彩度	明度										
Y、YR、R	4以下	—										
その他	2以下	—										
素材・材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>□外観（外壁及び屋根）に使用する素材及び材料は、周辺の景観との調和に配慮し、光沢のあるものや反射光の生じるものができる限り使用しないように努める。</li> <li>□外観（外壁及び屋根）に使用する素材及び材料は、長期間にわたり良好な外観が維持できるよう、耐久性に優れたものの使用に努める。</li> </ul>											

項目		景観形成基準
建築物	附帯する設備等	<p>□屋外階段やバルコニー等は、建築物全体と統一感のある位置、形態、意匠とし、周辺から過度に目立つことは避ける。</p> <p>□屋上又は塔屋、外壁等に設置する設備類等は、周囲から容易には見えないよう工夫し、露出する場合には、建築物と調和した形態、意匠とする。</p> <p>□建築物の周囲に設置する設備類等は、道路等の公共空間から容易に見えない位置へ配置するか、見苦しくないよう植栽等による目隠しの設置に努める。</p> <p>□外観照明は、地域の景観特性を踏まえ、節度あるものとし、派手な色や点滅照明等、周囲に不快感を与えるものの使用は避ける。</p>
	附帯する屋外広告物等	<p>□建築物に設置する屋外広告物は、地域の景観特性を踏まえ、節度あるものとし、目立つことだけを目的とするデザインは避ける。</p> <p>□建築物に設置する屋外広告物の掲示個数は必要最小限とし、設置位置も可能な限り集約するとともに、全体として統一感のあるデザインとする。</p> <p>□屋上広告物の設置はできる限り避ける。やむを得ず設置する場合には、建築物の規模とのバランスを踏まえ、過度に目立つことは避ける。</p> <p>□建築物の壁面等に設置する突出広告物は、建築物の高層部への設置はできる限り避ける。</p> <p>□LEDやネオン管等の発光型サインを設置する場合は、周囲の景観と調和した節度あるものとし、点滅するものや光の色が変化するものなどの使用はできる限り避ける。</p>
	外構・緑化等	<p>□駐輪場、荷捌き場、ごみ集積所等は、道路等の公共空間から容易に見えない位置に配置するか、見苦しくないよう植栽等による目隠しの設置に努める。</p> <p>□既存の樹木等はできる限り保全・活用に努める。</p> <p>□道路等の境界部分には、周辺の景観との調和に配慮し、樹木や生け垣等による緑化に努める。</p> <p>□周辺の景観との調和に配慮し、樹木や花等による四季の演出を行い、魅力ある空間の形成に努める。</p> <p>□周辺の景観との調和に配慮し、樹木の配置や樹種の構成に配慮し、できる限り高木等の設置に努める。</p>
工作物	配置・規模	<p>□周辺の景観に配慮し、調和のとれた配置、規模とする。</p> <p>□歴史的な建築物等の優れた景観資源に隣接する場合は、その保全に配慮した配置とする。</p> <p>□大規模なものとなる場合には、道路境界から後退するなど、周囲に違和感や圧迫感を与えない配置、規模とする。</p>
	形態・意匠	<p>□周辺の景観に配慮し、周囲から過度に目立たない形態、意匠とする。</p> <p>□周囲に違和感や圧迫感を与えないよう、全体としてすっきりとした形態、意匠とする。</p> <p>□建築物に附帯して設置する工作物は、建築物とのバランスに配慮し、全体として一体感のある外観となるよう形態、意匠を工夫する。</p>

項目		景観形成基準
工 作 物	色彩	<p>□全体として統一感のある色彩とし、建築物で定める色彩基準に適合したものとする。</p>
	素材・材料	<p>□外観に使用する素材及び材料は、周辺の景観との調和に配慮し、光沢のあるものや反射光の生じるものをできる限り使用しないように努める。</p> <p>□外観に使用する素材及び材料は、長期間にわたり良好な外観が維持できるよう、耐久性に優れたものの使用に努める。</p>
	屋外広告物	<p>□地域の景観特性を踏まえ、節度あるものとし、目立つことだけを目的としたデザインは避ける。</p> <p>□掲示個数は必要最小限とし、大きさや、夜間景観に配慮するとともに、設置位置も可能な限り集約し、全体として統一感のあるデザインとする。</p> <p>□屋上広告物の設置は、建築物とのバランスに配慮し、過度に目立つことは避ける。</p> <p>□建築物の壁面等に設置する突出広告物は、建築物の高層部への設置はできる限り避ける。</p> <p>□LEDやネオン管等の発光型サインを設置する場合は、周囲の景観と調和した節度あるものとし、点滅するものや光の色が変化するものなどの使用はできる限り避ける。</p>
開発行為		<p>□開発に伴う法面や擁壁は長大となることは避け、周辺に圧迫感を与えないよう配慮し、やむを得ず長大なものとなる場合には、緑化などの措置により、周囲との調和に努める。</p> <p>□既存の樹林地はできる限り保全・活用する。</p> <p>□地形を活かし、切土・盛土による地形改変が最小限となるように配慮した造成に努める。</p> <p>□擁壁等は、自然素材を使用するなど、できる限り周辺の自然となじむよう配慮する。</p>

## 海・島しょ景観ゾーン

項目	景観形成基準									
建築物	<p><input type="checkbox"/>周辺建築物との壁面の位置、敷地前面の道路状況等に配慮し、調和のとれた配置、規模とする。</p> <p><input type="checkbox"/>歴史的な建築物等の優れた景観資源に隣接する場合は、その保全に配慮した配置とする。</p> <p><input type="checkbox"/>大規模なものとなる場合には、道路境界から後退するなど、周囲に違和感や圧迫感を与えない配置、規模とする。</p> <p><input type="checkbox"/>広がりある瀬戸内海と島々で形成される良好な景観との調和に配慮した配置、規模とする。</p>									
形態・意匠	<p><input type="checkbox"/>周辺と調和した外観となるよう配慮し、建築物全体として統一感のある形態、意匠とする。</p> <p><input type="checkbox"/>ため池や河川周辺では、オープンスペースである水辺からの眺望を阻害しない形態、意匠とする。</p> <p><input type="checkbox"/>伝統的な島の集落景観と調和した形態、意匠とする。</p> <p><input type="checkbox"/>周辺の樹林地や海からの眺めにおいて、過度に目立たないよう、自然と調和した形態・意匠とする。</p>									
色彩	<p><input type="checkbox"/>外観（外壁及び屋根）の基調色には、けばけばしい色の使用は避け、できる限り落ち着いたものとする。</p> <p><input type="checkbox"/>屋根の色彩は外壁の色彩との調和に配慮したものとする。</p> <p><input type="checkbox"/>外壁で複数の色彩を組み合わせる場合は、全体として調和のとれたものとし、周囲に違和感を与えないものとする。</p> <p><input type="checkbox"/>アクセント色を使用する場合は、周辺の景観に配慮し、できる限り低層部での使用に努める。</p> <p><input type="checkbox"/>外観（外壁及び屋根）の色彩は、周囲の田園景観や樹林地の緑との調和に配慮し、落ち着いたものを選択するとともに、できる限り、自然色に近い色相の使用に努める。</p> <p><input type="checkbox"/>外観（外壁及び屋根）の基調色は、次の色彩基準（マンセル表色系）に適合したものとする。（ただし、自然素材に彩色を施さず使用する場合は、この限りではない。）           <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>色 相</th> <th>彩 度</th> <th>明 度</th> </tr> <tr> <td>Y、YR、R</td> <td>4以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> <td>—</td> </tr> </table> </p>	色 相	彩 度	明 度	Y、YR、R	4以下	—	その他	2以下	—
色 相	彩 度	明 度								
Y、YR、R	4以下	—								
その他	2以下	—								
素材・材料	<p><input type="checkbox"/>外観（外壁及び屋根）に使用する素材及び材料は、周辺の景観との調和に配慮し、光沢のあるものや反射光の生じるものができる限り使用しないように努める。</p> <p><input type="checkbox"/>外観（外壁及び屋根）に使用する素材及び材料は、長期間にわたり良好な外観が維持できるよう、耐久性に優れたものの使用に努める。</p>									

項目	景観形成基準	
建築物	附帯する設備等	<p>□屋外階段やバルコニー等は、建築物全体と統一感のある位置、形態、意匠とし、周辺から過度に目立つことは避ける。</p> <p>□屋上又は塔屋、外壁等に設置する設備類等は、周囲から容易には見えないよう工夫し、露出する場合には、建築物と調和した形態、意匠とする。</p> <p>□建築物の周囲に設置する設備類等は、道路等の公共空間から容易に見えない位置へ配置するか、見苦しくないよう植栽等による目隠しの設置に努める。</p> <p>□外観照明は、地域の景観特性を踏まえ、節度あるものとし、派手な色や点滅照明等、周囲に不快感を与えるものの使用は避ける。</p>
	附帯する屋外広告物等	<p>□建築物に設置する屋外広告物は、地域の景観特性を踏まえ、節度あるものとし、目立つことだけを目的とするデザインは避ける。</p> <p>□建築物に設置する屋外広告物の掲示個数は必要最小限とし、設置位置も可能な限り集約するとともに、全体として統一感のあるデザインとする。</p> <p>□屋上広告物の設置はできる限り避ける。やむを得ず設置する場合には、建築物の規模とのバランスを踏まえ、過度に目立つことは避ける。</p> <p>□建築物の壁面等に設置する突出広告物は、建築物の高層部への設置はできる限り避ける。</p> <p>□LEDやネオン管等の発光型サインを設置する場合は、周囲の景観と調和した節度あるものとし、点滅するものや光の色が変化するものなどの使用はできる限り避ける。</p>
	外構・緑化等	<p>□駐輪場、荷捌き場、ごみ集積所等は、道路等の公共空間から容易に見えない位置に配置するか、見苦しくないよう植栽等による目隠しの設置に努める。</p> <p>□既存の樹木等はできる限り保全・活用に努める。</p> <p>□道路等の境界部分には、周辺の景観との調和に配慮し、樹木や生け垣等による緑化に努める。</p> <p>□周辺の景観との調和に配慮し、樹木や花等による四季の演出を行い、魅力ある空間の形成に努める。</p> <p>□周辺の景観との調和に配慮し、樹木の配置や樹種の構成に配慮し、できる限り高木等の設置に努める。</p> <p>□島の集落の外観を特徴づける石垣（オーテ）を保全する。</p> <p>□伝統的な島の集落景観を維持、保全するため、風土と調和した材料による石垣等の整備を行い、まとまりある外観となるよう配慮する。</p>
工作物	配置・規模	<p>□周辺の景観に配慮し、調和のとれた配置、規模とする。</p> <p>□歴史的な建築物等の優れた景観資源に隣接する場合は、その保全に配慮した配置とする。</p> <p>□大規模なものとなる場合には、道路境界から後退するなど、周囲に違和感や圧迫感を与えない配置、規模とする。</p>

項目		景観形成基準
工 作 物	形態・意匠	<p>□周辺の景観に配慮し、周囲から過度に目立たない形態、意匠とする。</p> <p>□周囲に違和感や圧迫感を与えないよう、全体としてすっきりとした形態、意匠とする。</p> <p>□建築物に附帯して設置する工作物は、建築物とのバランスに配慮し、全体として一体感のある外観となるよう形態、意匠を工夫する。</p>
	色彩	<p>□全体として統一感のある色彩とし、建築物で定める色彩基準に適合したものとする。</p>
	素材・材料	<p>□外観に使用する素材及び材料は、周辺の景観との調和に配慮し、光沢のあるものや反射光の生じるものをできる限り使用しないように努める。</p> <p>□外観に使用する素材及び材料は、長期間にわたり良好な外観が維持できるよう、耐久性に優れたものの使用に努める。</p>
	屋外広告物	<p>□地域の景観特性を踏まえ、節度あるものとし、目立つことだけを目的としたデザインは避ける。</p> <p>□掲示個数は必要最小限とし、大きさや、夜間景観に配慮するとともに、設置位置も可能な限り集約し、全体として統一感のあるデザインとする。</p> <p>□屋上広告物の設置は、建築物とのバランスに配慮し、過度に目立つことは避ける。</p> <p>□建築物の壁面等に設置する突出広告物は、建築物の高層部への設置はできる限り避ける。</p> <p>□LEDやネオン管等の発光型サインを設置する場合は、周囲の景観と調和した節度あるものとし、点滅するものや光の色が変化するものなどの使用はできる限り避ける。</p>
開発行為		<p>□開発に伴う法面や擁壁は長大となることは避け、周辺に圧迫感を与えないよう配慮し、やむを得ず長大なものとなる場合には、緑化などの措置により、周囲との調和に努める。</p> <p>□既存の樹林地はできる限り保全・活用する。</p> <p>□地形を活かし、切土・盛土による地形改変が最小限となるように配慮した造成に努める。</p> <p>□擁壁等は、自然素材を使用するなど、できる限り周辺の自然となじむよう配慮する。</p>

## 瀬戸内海景観ゾーン

項目		景観形成基準
建築物	配置・規模	<input type="checkbox"/> 瀬戸内海からの眺望を阻害しない配置、規模とする。 <input type="checkbox"/> 道路等の公共空間から、海への見通しを長大な壁面等により大きく遮断しない配置、規模とする。
	形態・意匠	<input type="checkbox"/> 瀬戸内海からの眺望に配慮し、建築物全体としての統一感のあるすっきりとした形態、意匠とする。 <input type="checkbox"/> 瀬戸内海への眺めを活かした形態、意匠とする。
工作物	配置・規模	<input type="checkbox"/> 海からの眺望を阻害しない配置、規模とする。 <input type="checkbox"/> 道路や公園等の公共空間からの海への眺望を阻害しない配置、規模とする。
開発行為		<input type="checkbox"/> 海からの眺めにおいて、樹林地内に長大な法面や擁壁が目立たないよう緑化による修景を行う。

## 参考 色彩における定量的な形成基準の考え方

現行の色彩に関する誘導基準（景観ガイドライン）では、「けばけばしい色はできるだけ使用せず、落ち着いたものとする」という表現に留まり、具体的な基準を設けていませんでしたが、景観計画の策定に併せ、地域に即した色彩基準を設定することとします。

既存建築物の色彩調査を実施した結果、多くの建築物は、暖かく落ち着いた自然色になじむ色相（Y・YR・R系）を基調としていました。

また、周囲と調和していない色彩の多くは、自然界に存在する色で最も鮮やかである山や里山等の緑の色彩である彩度6を超えていました。

これら色彩調査の結果から、市全域で多く使用されている色彩を基準として、良好な景観形成になじまない色彩をできるだけ排除する、必要最低限のルールを数値化することとします。

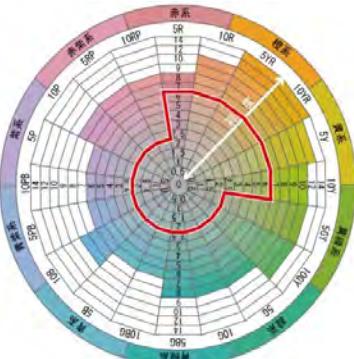
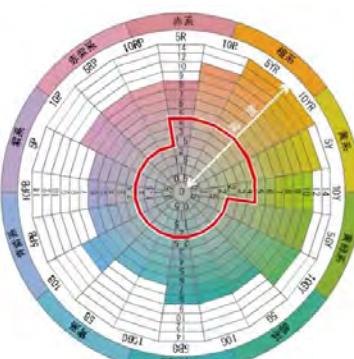
### 色彩基準設定ポイント

- POINT 1 色の鮮やかさの度合いを表す「彩度」を基本に、色彩基準を定めます。
- POINT 2 自然色になじむ色相（Y・YR・R系）とその他の色相を区分します。
- POINT 3 土地利用や地域特性を考慮して基準を定めます。
- POINT 4 外観（外壁・屋根）の色彩を印象づける基調色に関する基準を定めます。
- POINT 5 アクセント色としては、外壁各面の20%までとします。

#### ■ 色彩基準の適用除外となる行為

- 自然石や土・木材など地域固有の自然素材や伝統的素材（瓦等）に彩色を施さず使用されるもの
- 工作物について、他の法令等で色彩が定められているもの
- 地域の拠点となる公共施設で、公開審査等を経て、周辺環境と調和がとれたデザインと認められるもの

### 【一般地域（市全域）における色彩基準】

景観ゾーン区分	市街地			田園居住、山地・丘陵地、海・島しょ																			
色彩基準																							
		<table border="1"><thead><tr><th>色相</th><th>彩度</th><th>明度</th></tr></thead><tbody><tr><td>Y・YR・R</td><td>6以下</td><td>—</td></tr><tr><td>その他</td><td>2以下</td><td>—</td></tr></tbody></table>	色相	彩度	明度	Y・YR・R	6以下	—	その他	2以下	—		<table border="1"><thead><tr><th>色相</th><th>彩度</th><th>明度</th></tr></thead><tbody><tr><td>Y・YR・R</td><td>4以下</td><td>—</td></tr><tr><td>その他</td><td>2以下</td><td>—</td></tr></tbody></table>	色相	彩度	明度	Y・YR・R	4以下	—	その他	2以下	—	
色相	彩度	明度																					
Y・YR・R	6以下	—																					
その他	2以下	—																					
色相	彩度	明度																					
Y・YR・R	4以下	—																					
その他	2以下	—																					
																							

## マンセル表色系について

一般的に色彩は、赤や青、黄などの色名で表しますが、色名の捉え方には個人差があり、ひとつの色を正確かつ客観的に表すことはできません。

このため、景観計画では、J I S（日本工業規格）などにも採用されている国際的な色彩の尺度である「マンセル表色系」を採用します。

「マンセル表色系」では、色彩を「色相（いろあい）」「明度（あかるさ）」「彩度（あざやかさ）」の3つの尺度を組み合わせて表します。

### ●色相（いろあい）

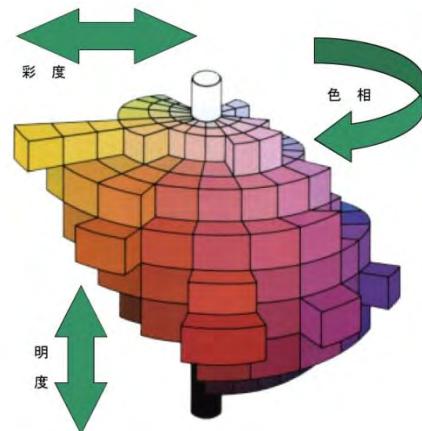
色相は、10種の基本色、赤(R)、橙(YR)、黄(Y)、黄緑(GY)、緑(G)、青緑(BG)、青(B)、青紫(PB)、紫(P)、赤紫(RP)を表し、それを10等分します。10色相のアルファベットとそれぞれの段階の数字によって、5Rや5Yなどのように表記します。

### ●明度（あかるさ）

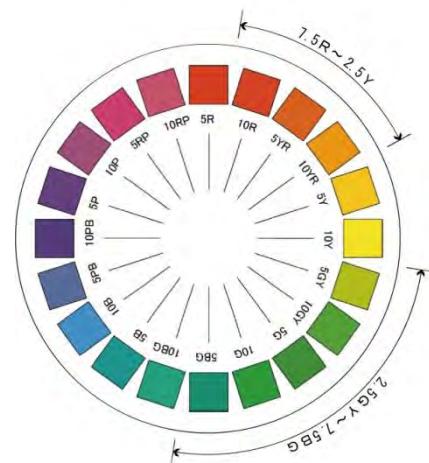
明度は、明るさの度合いを0～10までの数値で表し、暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなります。

### ●彩度（あざやかさ）

彩度は、鮮やかさの度合いを0～16程度までの数値で表し、色味のない鈍い色ほど数値が小さく、黒、グレー、白などの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色ほど数値が大きく、例えば赤の原色の彩度は16程度となります。



### (参考1) マンセル色立体

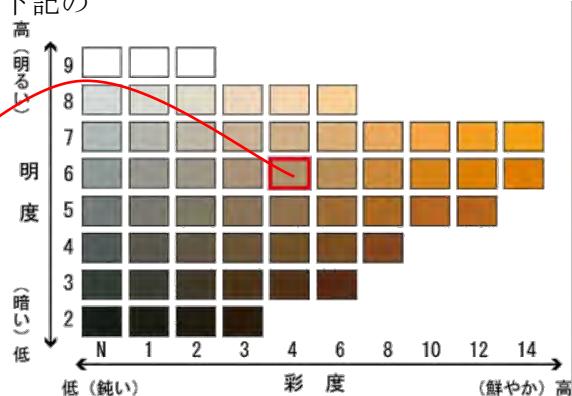


## (参考2) マンセル色相環

## ● マンヤル値

色彩の3属性を組み合わせて表記する記号で、下記の  
ように読みます。

**5YR 6 / 4**  
5ワイアール 6 の 4  
(色相) (明度) (彩度)



(参考3) マンセル色標 (5YR)

## 4 景観形成重点地区における景観形成基準

### 栗林公園周辺景観形成重点地区

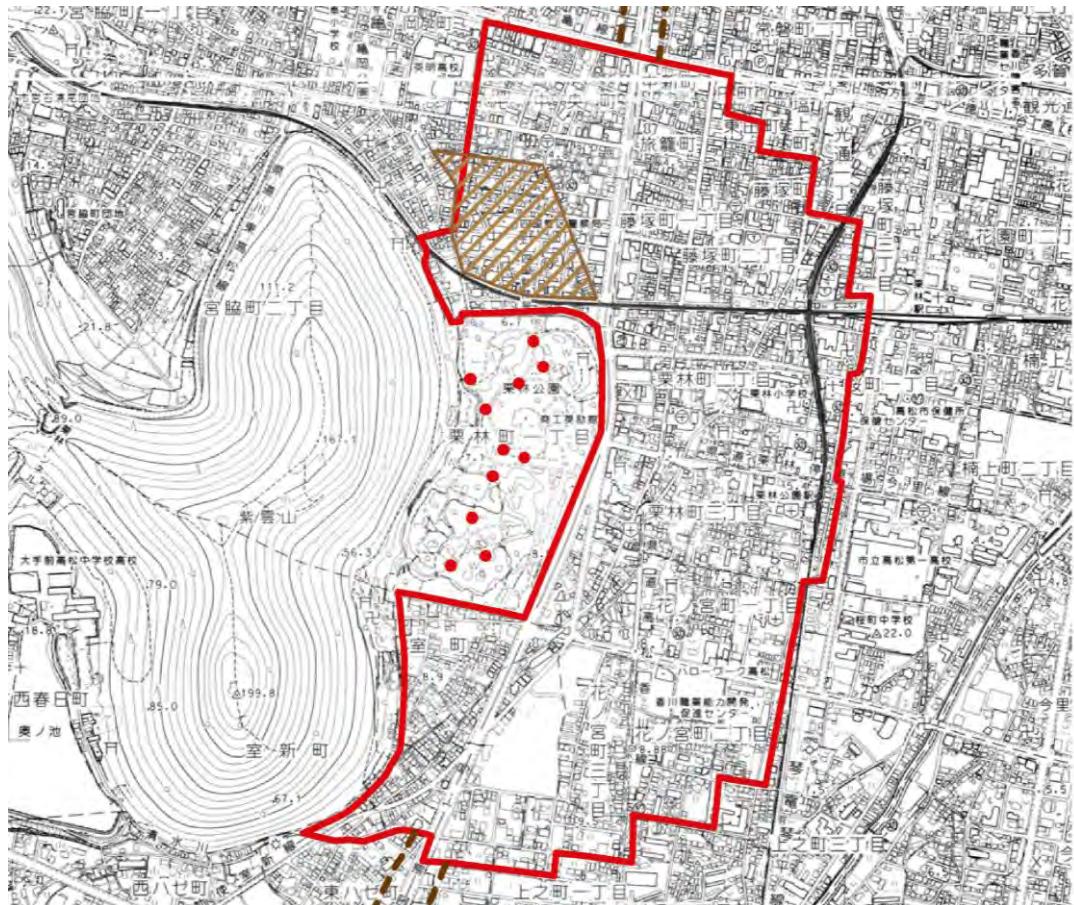
#### 【景観形成の考え方】

国の特別名勝である栗林公園からの眺望景観の保全を目的に、栗林公園から概ね500mの範囲において、公園内の主要な眺望地点から望見されないことを基本とし、また、望見される場合においては、公園の樹木とその背景において違和感のない色彩とすることとして、誘導基準（景観ガイドライン）を定めています。

景観法に基づく景観計画の策定により、勧告や変更命令等の一定の法的拘束力を担保できる指導・助言が可能となることから、栗林公園内からの眺望景観を、後世まで継承すべき市民共有的財産として保全するため、主要な眺望地点から望見される建築物等については、勧告の対象とします。

また、これまでの栗林公園内からの眺望景観の保全だけではなく、栗林公園の周辺においても、周辺環境と調和するよう、景観形成に取り組むこととします。

#### 【対象地区】



項目	景観形成基準									
建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>□周辺建築物との壁面の位置、敷地前面の道路状況等に配慮し、調和のとれた配置、規模とする。</li> <li>□歴史的な建築物等の優れた景観資源に隣接する場合は、その保全に配慮した配置とする。</li> <li>□大規模なものとなる場合には、道路境界から後退するなど、周囲に違和感や圧迫感を与えない配置、規模とする。</li> <li>□公開空地や緑地を設ける場合は、憩いや賑わいが醸しだされるよう工夫するとともに、隣接する空地との連続性に配慮した配置とする。</li> <li>□中央通りオフィス環境整備事業の対象区域に該当する場合は、中央通りから3m以上後退し、終日、歩道と一緒に利用できる公開空地を確保するなど、快適な歩行空間の創出に努める。</li> <li>□栗林公園内の眺望地点から望見されない配置、規模とする。</li> </ul>									
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>□周辺と調和した外観となるよう配慮し、建築物全体として統一感のある形態、意匠とする。</li> <li>□栗林公園内の眺望地点から望見される場合は、栗林公園の樹木とその背景において、眺望に違和感のない形態、意匠とする。</li> <li>□建築物の低層部における形態、意匠に配慮し、歩くのが楽しくなる快適な歩行空間の創出に努める。</li> </ul>									
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>□外観（外壁及び屋根）の基調色には、けばけばしい色の使用は避け、できる限り落ち着いたものとする。</li> <li>□屋根の色彩は外壁の色彩との調和に配慮したものとする。</li> <li>□外壁で複数の色彩を組み合わせる場合は、全体として調和のとれたものとし、周囲に違和感を与えないものとする。</li> <li>□アクセント色を使用する場合は、周辺の景観に配慮し、できる限り低層部での使用に努める。</li> <li>□栗林公園内の眺望地点から望見される場合は、栗林公園の樹木とその背景において、眺望に違和感のない色彩とする。</li> <li>□外観（外壁及び屋根）の基調色は、次の色彩基準1（マンセル表色系）に適合したものとする。（ただし、自然素材に彩色を施さず使用する場合は、この限りではない。）</li> <li>□栗林公園内の眺望地点から望見される場合は、次の色彩基準2（マンセル表色系）に適合したものとする。（ただし、自然素材に彩色を施さず使用する場合は、この限りではない。）</li> </ul> <p>■色彩基準1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #d9e1f2;"> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y、YR、R</td> <td>4以下</td> <td>—</td> </tr> <tr style="background-color: #d9e1f2;"> <td>その他</td> <td>2以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	明度	Y、YR、R	4以下	—	その他	2以下	—
色相	彩度	明度								
Y、YR、R	4以下	—								
その他	2以下	—								

項目		景観形成基準											
建築物	色彩	<p>■色彩基準2（眺望地点から望見される場合）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th><th>彩度</th><th>明度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y、YR</td><td>3以下</td><td>4以上7以下</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>2以下</td><td>4以上7以下</td></tr> </tbody> </table>			色相	彩度	明度	Y、YR	3以下	4以上7以下	その他	2以下	4以上7以下
	色相	彩度	明度										
Y、YR	3以下	4以上7以下											
その他	2以下	4以上7以下											
素材・材料	<p>□外観（外壁及び屋根）に使用する素材及び材料は、周辺の景観との調和に配慮し、光沢のあるものや反射光の生じるものができる限り使用しないよう努める。</p> <p>□外観（外壁及び屋根）に使用する素材及び材料は、長期間にわたり良好な外観が維持できるよう、耐久性に優れたものの使用に努める。</p>												
附帯する設備等	<p>□屋外階段やバルコニー等は、建築物全体と統一感のある位置、形態、意匠とし、周辺から過度に目立つことは避ける。</p> <p>□屋上又は塔屋、外壁等に設置する設備類等は、周囲から容易には見えないよう工夫し、露出する場合には、建築物と調和した形態、意匠とする。</p> <p>□建築物の周囲に設置する設備類等は、道路等の公共空間から容易に見えない位置へ配置するか、見苦しくないよう植栽等による目隠しの設置に努める。</p> <p>□外観照明は、地域の景観特性を踏まえ、節度あるものとし、派手な色や点滅照明等、周囲に不快感を与えるものの使用は避ける。</p>												
附帯する屋外広告物等	<p>□建築物に設置する屋外広告物は、地域の景観特性を踏まえ、節度あるものとし、目立つことだけを目的としたデザインは避ける。</p> <p>□建築物に設置する屋外広告物の掲示個数は必要最小限とし、設置位置も可能な限り集約するとともに、全体として統一感のあるデザインとする。</p> <p>□屋上広告物の設置はできる限り避ける。やむを得ず設置する場合には、建築物の規模とのバランスを踏まえ、過度に目立つことは避ける。</p> <p>□建築物の壁面等に設置する突出広告物は、建築物の高層部への設置はできる限り避ける。</p> <p>□L E Dやネオン管等の発光型サインの設置はできる限り避け、やむを得ず設置する場合は、周囲の景観と調和した節度あるものとし、点滅するものや光の色が変化するものなどの使用はできる限り避ける。</p> <p>□栗林公園内の眺望地点から望見されない配置とする。</p>												
外構・緑化等	<p>□駐輪場、荷捌き場、ごみ集積所等は、道路等の公共空間から容易に見えない位置に配置するか、見苦しくないよう植栽等による目隠しの設置に努める。</p> <p>□既存の樹木等はできる限り保全・活用に努める。</p> <p>□道路等の境界部分には、周辺の景観との調和に配慮し、樹木や生け垣等による緑化に努める。</p> <p>□周辺の景観との調和に配慮し、樹木や花等による四季の演出を行い、魅力ある空間の形成に努める。</p> <p>□周辺の景観との調和に配慮し、樹木の配置や樹種の構成に配慮し、できる限り高木等の設置に努める。</p>												

項目	景観形成基準
工作物	<p>□周辺の景観に配慮し、調和のとれた配置、規模とする。</p> <p>□歴史的な建築物等の優れた景観資源に隣接する場合は、その保全に配慮した配置とする。</p> <p>□大規模なものとなる場合には、道路境界から後退するなど、周囲に違和感や圧迫感を与えない配置、規模とする。</p> <p>□栗林公園内の眺望地点から望見されない配置、規模とする。</p>
	<p>□周辺の景観に配慮し、周囲から過度に目立たない形態、意匠とする。</p> <p>□周囲に違和感や圧迫感を与えないよう、全体としてすっきりとした形態、意匠とする。</p> <p>□建築物に附帯して設置する工作物は、建築物とのバランスに配慮し、全体として一体感のある外観となるよう形態、意匠を工夫する。</p> <p>□栗林公園内の眺望地点から望見される場合は、栗林公園の樹木とその背景において、眺望に違和感のない形態、意匠とする。</p>
	<p>□栗林公園の樹木とその背景において、眺望に違和感を与えない色彩とし、建築物で定める色彩基準に適合したものとする。</p>
	<p>□外観に使用する素材及び材料は、周辺の景観との調和に配慮し、光沢のあるものや反射光の生じるものをできる限り使用しないように努める。</p> <p>□外観に使用する素材及び材料は、長期間にわたり良好な外観が維持できるよう、耐久性に優れたものの使用に努める。</p>
屋外広告物	<p>□地域の景観特性を踏まえ、節度あるものとし、目立つことだけを目的としたデザインは避ける。</p> <p>□掲示個数は必要最小限とし、大きさや、夜間景観に配慮するとともに、設置位置も可能な限り集約し、全体として統一感のあるデザインとする。</p> <p>□屋上広告物の設置はできる限り避ける。やむを得ず設置する場合には、建築物の規模とのバランスを踏まえ、過度に目立つことは避ける。</p> <p>□建築物の壁面等に設置する突出広告物は、建築物の高層部への設置はできる限り避ける。</p> <p>□LEDやネオン管等の発光型サインの設置はできる限り避け、やむを得ず設置する場合は、周囲の景観と調和した節度あるものとし、点滅するものや光の色が変化するものなどの使用はできる限り避ける。</p>
開発行為	<p>□開発に伴う法面や擁壁は長大となることは避け、周辺に圧迫感を与えないよう配慮し、やむを得ず長大なものとなる場合には、緑化などの措置により、周囲との調和に努める。</p> <p>□既存の樹林地はできる限り保全・活用する。</p> <p>□地形を活かし、切土・盛土による地形改変が最小限となるように配慮した造成に努める。</p> <p>□擁壁等は、自然素材を使用するなど、できる限り周辺の自然となじむよう配慮する。</p>

## 仏生山歴史街道景観形成重点地区

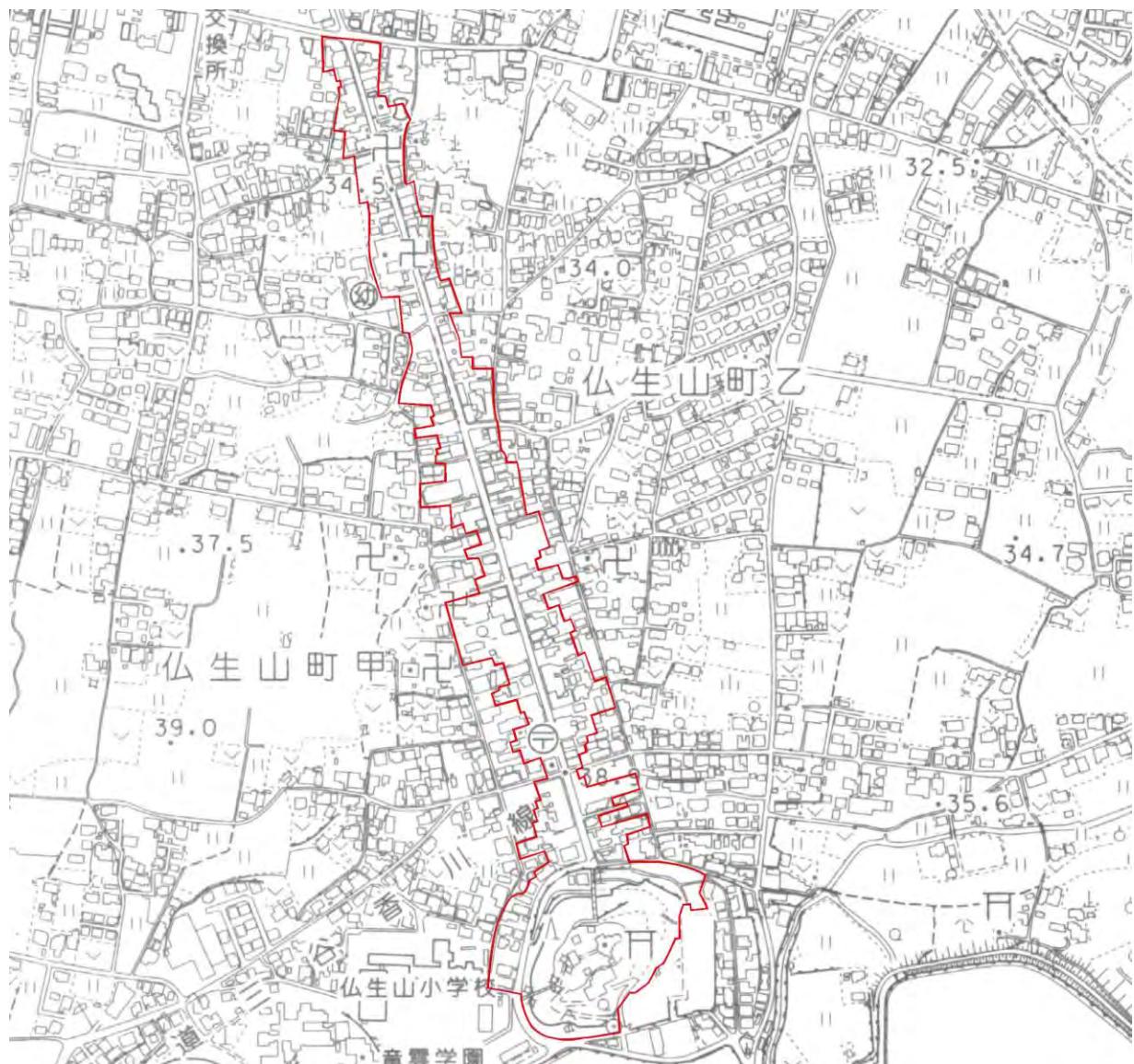
### 【景観形成の考え方】

都市景観条例に基づき、かつて門前町として栄えた、仏生山の歴史ある町並みを「仏生山歴史街道景観形成地区」に指定し、その町並みにふさわしい建築物等を誘導するための基準を設け、地区の基準に適合する建築行為等に対しては、その経費の一部を助成するなど、景観の保全・形成に取り組んできました。

景観法に基づく景観計画の策定により、今後とも、門前町の歴史的な町並みとしての連續性を確保するため、一定の法定拘束力を担保する指導・助言を実施することとします。

また、本市を代表する歴史街道の保存・形成に向け、電柱や電線類の地中化を進めるため、道路管理者、電気事業者、住民等により構成する「景観協議会」の設置を検討します。

### 【対象地区】



項目	景観形成基準											
建築物・工作物	配置・規模	<p>□県道に接する敷地では、通りに面する建築物の建ち並びの連続性に配慮し、壁面位置を揃える。</p> <p>□駐車スペース等を確保するため、やむを得ず建築物を後退させる場合には、塀等の設置による町並みの連続性を損なわないように配慮する。</p> <p>□建築物の高さは、原則として12m以下とする。</p>										
	形態・意匠	<p>□屋根、庇、外壁、窓、建具等の伝統様式の継承に努め、周辺の景観に調和するものとする。</p> <p>□原則として、和風形式の傾斜屋根とし、勾配は3／10～5／10程度とする。</p> <p>□開口部の位置及び形態は、建築物全体の外観と調和したものとする。</p>										
	色彩	<p>□外壁の色彩は、土壁や木の自然色を基本とし、白、黒、灰茶色等を基調色とし、鮮やかな原色等の色彩は避け、周辺と調和するものとする。</p> <p>□屋根の色は外壁と調和したものとする。</p> <p>□建具の色彩は、木製については生地仕上げ又は褐色系統とし、アルミ製等については木目調、ブロンズ色、白、黒色系統とする。(面格子、枠、戸袋、雨戸、手摺等は建具に準ずる)</p> <p>□建築物の外観(外壁及び屋根)及び工作物の基調色は、色彩基準(マンセル表色系)に適合したものとする。(ただし、自然素材に彩色を施さず使用する場合は、この限りではない)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y、YR、R</td> <td>4以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	明度	Y、YR、R	4以下	—	その他	1以下	—
色相	彩度	明度										
Y、YR、R	4以下	—										
その他	1以下	—										
	素材・材料	<p>□屋根は、日本瓦(いぶし銀、黒色及び灰色艶消し)、銅板、スレート平板(黒色、濃灰色)、その他これらに類するものを使用する。</p> <p>□外壁は、漆喰壁、土壁、砂壁状吹付け材、板張り、和風調サイディング張り、その他これらに類するものを使用する。</p>										
	附帯する設備等	<p>□歴史的な町並みとの調和に配慮し、建築物全体と統一感のある位置、形態、意匠とする。</p> <p>□建築物の周囲に設置する設備類等は、道路等の公共空間から容易に見えない位置へ配置するか、見苦しくないよう植栽等による目隠しの設置に努める。</p>										
	附帯する屋外広告物等	<p>□大きさ、材料、色彩は町並みに調和し、周囲に違和感を与えないものとする。</p>										

項目		景観形成基準
建築物・工作物	外構・緑化等	<p>□通りに面して設置する塀等は、生垣、板塀、漆喰塀、レンガ塀等、自然的素材の使用に努める。</p> <p>□塀等にコンクリートブロック等を使用する場合は、目地つぶしの上、砂壁状吹付け等で仕上げるものとする。(化粧ブロック等はこの限りではない)</p> <p>□敷地内は、植栽に努めるとともに、駐車場等の舗装は、周辺と調和するものとする。</p> <p>□自動販売機を設置する場合は、町並みを阻害しない場所に設置、又は建築物の色彩基準に準じたものの設置に努める。</p>
開発行為		<p>□仏生山の歴史性、文化性、自然と調和したものとする。</p> <p>□既存の樹林地はできる限り保全・活用する。</p> <p>□地形を活かし、地形改変が最小限となるように配慮した造成に努める。</p> <p>□切土・盛土は最小限となるよう配慮する。</p> <p>□擁壁等は、自然素材を使用するなど、できる限り周辺の自然となじむよう配慮する。</p>

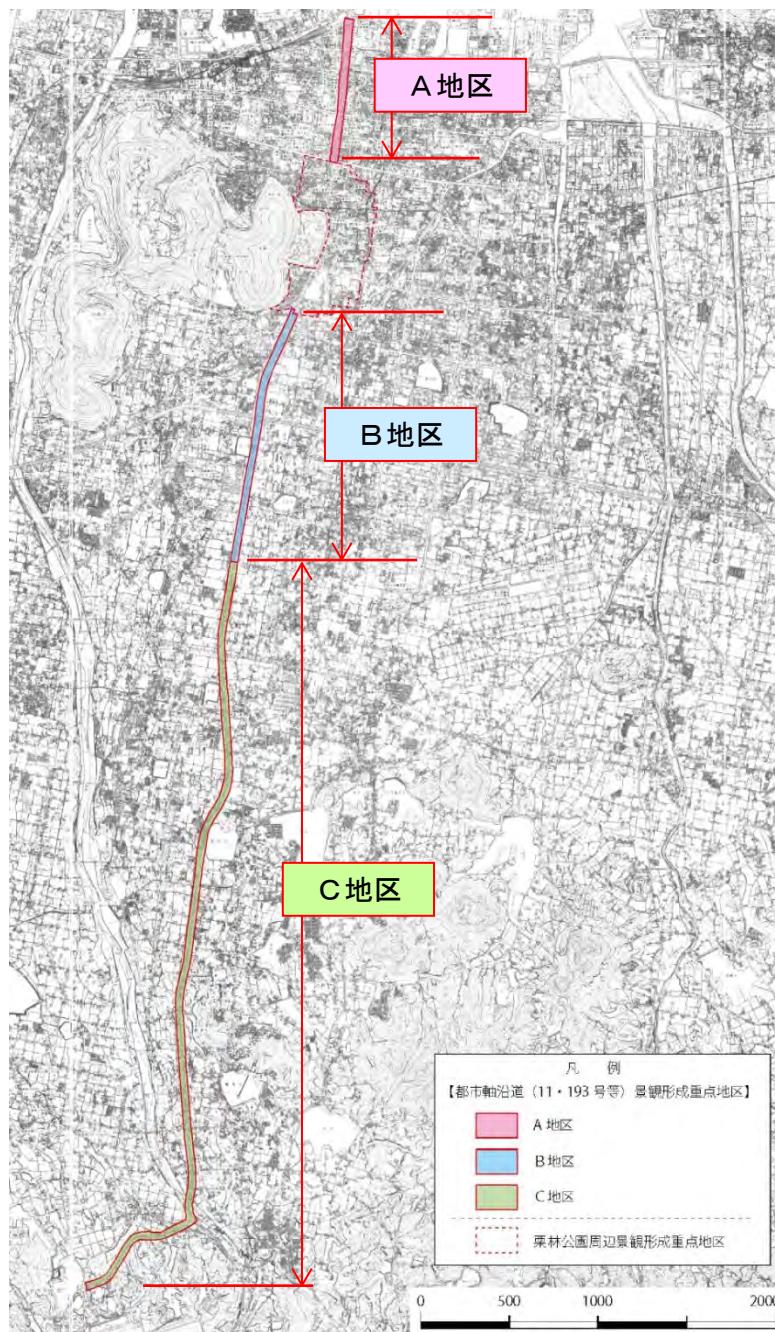
## 都市軸沿道（11・193号等）景観形成重点地区

### 【景観形成の考え方】

本市の顔にふさわしい秩序と潤いのある沿道景観を形成するため、サンポート高松玉藻交差点から高松空港までの約15km（栗林公園周辺を除く。）の区域について、景観形成基準を設定します。

設定に当たっては、市街地景観・田園居住景観の2つのゾーンにまたがることから、土地利用や地区特性等を考慮し、地区を3つに区分してそれぞれ基準を定めることとします。

### 【対象地区】



#### 【A地区】

- 中央通り（サンポート高松玉藻交差点～栗林公園周辺景観形成重点地区）沿道の地区。
- 公的機関や事務所等が立地し、中央分離帯のクスノキと相まって、良好な景観が形成されている地区。

#### 【B地区】

- 栗林公園周辺景観形成重点地区以南の近隣商業地域（一部、準工業地域）が指定されている地区。
- 大規模の店舗や事務所、屋外広告物等が建ち並び、活力ある商業地が形成されている地区。

#### 【C地区】

- B地区以南の高松空港まで続く沿道の地区。
- 中規模の店舗や事務所等が立地し、周囲には田園景観が見られる地区。

## 【A地区の景観形成基準】

項目	景観形成基準									
建築物	<p>□周辺建築物との壁面の位置、敷地前面の道路状況等に配慮し、調和的とした配置、規模とする。</p> <p>□歴史的な建築物等の優れた景観資源に隣接する場合は、その保全に配慮した配置とする。</p> <p>□大規模なものとなる場合には、道路境界から後退するなど、周囲に違和感や圧迫感を与えない配置、規模とする。</p> <p>□公開空地や緑地を設ける場合は、憩いや賑わいが醸しだされるよう工夫するとともに、隣接する空地との連続性に配慮した配置とする。</p> <p>□中央通りオフィス環境整備事業の対象区域に該当する場合は、中央通りから3m以上後退し、終日、歩道と一体的に利用できる公開空地を確保するなど、快適な歩行空間の創出に努める。</p>									
形態・意匠	<p>□周辺と調和した外観となるよう配慮し、建築物全体として統一感のある形態、意匠とする。</p> <p>□ため池や河川周辺では、オープンスペースである水辺からの眺望を阻害しない形態、意匠とする。</p> <p>□街路樹による並木と調和した形態、意匠とする。</p> <p>□建築物の低層部における形態、意匠に配慮し、歩くのが楽しくなる快適な歩行空間の創出に努める。</p>									
色彩	<p>□外観（外壁及び屋根）の基調色には、けばけばしい色の使用は避け、できる限り落ち着いたものとする。</p> <p>□屋根の色彩は外壁の色彩との調和に配慮したものとする。</p> <p>□外壁で複数の色彩を組み合わせる場合は、全体として調和のとれたものとし、周囲に違和感を与えないものとする。</p> <p>□アクセント色を使用する場合は、周辺の景観に配慮し、できる限り低層部での使用に努める。</p> <p>□街路樹による並木と調和に配慮し、落ち着いた色彩の使用に努める。</p> <p>□外観（外壁及び屋根）の基調色は、次の色彩基準（マンセル表色系）に適合したものとする。（ただし、自然素材に彩色を施さず使用する場合は、この限りではない。）           <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y、YR、R</td> <td>4以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> </p>	色相	彩度	明度	Y、YR、R	4以下	—	その他	2以下	—
色相	彩度	明度								
Y、YR、R	4以下	—								
その他	2以下	—								
素材・材料	<p>□外観（外壁及び屋根）に使用する素材及び材料は、周辺の景観との調和に配慮し、光沢のあるものや反射光の生じるものができる限り使用しないように努める。</p> <p>□外観（外壁及び屋根）に使用する素材及び材料は、長期間にわたり良好な外観が維持できるよう、耐久性に優れたものの使用に努める。</p>									

項目	景観形成基準	
建築物	附帯する設備等	<p>□屋外階段やバルコニー等は、建築物全体と統一感のある位置、形態、意匠とし、周辺から過度に目立つことは避ける。</p> <p>□屋上又は塔屋、外壁等に設置する設備類等は、周囲から容易には見えないよう工夫し、露出する場合には、建築物と調和した形態、意匠とする。</p> <p>□建築物の周囲に設置する設備類等は、道路等の公共空間から容易に見えない位置へ配置するか、見苦しくないよう植栽等による目隠しの設置に努める。</p> <p>□外観照明は、地域の景観特性を踏まえ、節度あるものとし、派手な色や点滅照明等、周囲に不快感を与えるものの使用は避ける。</p>
	附帯する屋外広告物等	<p>□建築物に設置する屋外広告物は、地域の景観特性を踏まえ、節度あるものとし、目立つことだけを目的とするデザインは避ける。</p> <p>□建築物に設置する屋外広告物の掲示個数は必要最小限とし、設置位置も可能な限り集約するとともに、全体として統一感のあるデザインとする。</p> <p>□屋上広告物の設置はできる限り避ける。やむを得ず設置する場合には、建築物の規模とのバランスを踏まえ、過度に目立つことは避ける。</p> <p>□建築物の壁面等に設置する突出広告物は、建築物の高層部への設置はできる限り避ける。</p> <p>□LEDやネオン管等の発光型サインの設置はできる限り避け、やむを得ず設置する場合は、周囲の景観と調和した節度あるものとし、点滅するものや光の色が変化するものなどの使用はできる限り避ける。</p>
	外構・緑化等	<p>□駐輪場、荷捌き場、ごみ集積所等は、道路等の公共空間から容易に見えない位置に配置するか、見苦しくないよう植栽等による目隠しの設置に努める。</p> <p>□既存の樹木等はできる限り保全・活用に努める。</p> <p>□道路等の境界部分には、周辺の景観との調和に配慮し、樹木や生け垣等による緑化に努める。</p> <p>□周辺の景観との調和に配慮し、樹木や花等による四季の演出を行い、魅力ある空間の形成に努める。</p> <p>□周辺の景観との調和に配慮し、樹木の配置や樹種の構成に配慮し、できる限り高木等の設置に努める。</p>
工作物	配置・規模	<p>□周辺の景観に配慮し、調和のとれた配置、規模とする。</p> <p>□歴史的な建築物等の優れた景観資源に隣接する場合は、その保全に配慮した配置とする。</p> <p>□大規模なものとなる場合には、道路境界から後退するなど、周囲に違和感や圧迫感を与えない配置、規模とする。</p>
	形態・意匠	<p>□周辺の景観に配慮し、周囲から過度に目立たない形態、意匠とする。</p> <p>□周囲に違和感や圧迫感を与えないよう、全体としてすっきりとした形態、意匠とする。</p> <p>□建築物に附帯して設置する工作物は、建築物とのバランスに配慮し、全体として一体感のある外観となるよう形態、意匠を工夫する。</p>
	色彩	<p>□街路樹による並木と調和に配慮し、落ち着いた色彩の使用に努め、建築物で定める色彩基準に適合したものとする。</p>

項目		景観形成基準
工作物	素材・材料	<p>□外観に使用する素材及び材料は、周辺の景観との調和に配慮し、光沢のあるものや反射光の生じるものをできる限り使用しないように努める。</p> <p>□外観に使用する素材及び材料は、長期間にわたり良好な外観が維持できるよう、耐久性に優れたものの使用に努める。</p>
	屋外広告物	<p>□地域の景観特性を踏まえ、節度あるものとし、目立つことだけを目的としたデザインは避ける。</p> <p>□掲示個数は必要最小限とし、大きさや、夜間景観に配慮するとともに、設置位置も可能な限り集約し、全体として統一感のあるデザインとする。</p> <p>□屋上広告物の設置はできる限り避ける。やむを得ず設置する場合には、建築物の規模とのバランスを踏まえ、過度に目立つことは避ける。</p> <p>□建築物の壁面等に設置する突出広告物は、建築物の高層部への設置はできる限り避ける。</p> <p>□LEDやネオン管等の発光型サインの設置はできる限り避け、やむを得ず設置する場合は、周囲の景観と調和した節度あるものとし、点滅するものや光の色が変化するものなどの使用はできる限り避ける。</p>
開発行為		<p>□開発に伴う法面や擁壁は長大となることは避け、周辺に圧迫感を与えないよう配慮し、やむを得ず長大なものとなる場合には、緑化などの措置により、周囲との調和に努める</p> <p>□既存の樹林地はできる限り保全・活用する。</p> <p>□地形を活かし、切土・盛土による地形改変が最小限となるように配慮した造成に努める。</p> <p>□擁壁等は、自然素材を使用するなど、できる限り周辺の自然となじむよう配慮する。</p>

## 【B地区の景観形成基準】

項目	景観形成基準									
建築物	<p>□周辺建築物との壁面の位置、敷地前面の道路状況等に配慮し、調和のとれた配置、規模とする。</p> <p>□歴史的な建築物等の優れた景観資源に隣接する場合は、その保全に配慮した配置とする。</p> <p>□大規模なものとなる場合には、道路境界から後退するなど、周囲に違和感や圧迫感を与えない配置、規模とする。</p> <p>□通りにおける連続性に配慮し、道路等の公共空間側には、公開空地をできるだけ配置する。</p> <p>□公開空地や緑地を設ける場合は、憩いや賑わいが醸しだされるよう工夫するとともに、隣接する空地との連続性に配慮した配置とする。</p>									
形態・意匠	<p>□周辺と調和した外観となるよう配慮し、建築物全体として統一感のある形態、意匠とする。</p> <p>□ため池や河川周辺では、オープンスペースである水辺からの眺望を阻害しない形態、意匠とする。</p> <p>□街路樹による並木と調和した形態、意匠とする。</p> <p>□建築物の低層部における形態、意匠に配慮し、歩くのが楽しくなる快適な歩行空間の創出に努める。</p>									
色彩	<p>□外観（外壁及び屋根）の基調色には、けばけばしい色の使用は避け、できる限り落ち着いたものとする。</p> <p>□屋根の色彩は外壁の色彩との調和に配慮したものとする。</p> <p>□外壁で複数の色彩を組み合わせる場合は、全体として調和のとれたものとし、周囲に違和感を与えないものとする。</p> <p>□アクセント色を使用する場合は、周辺の景観に配慮し、できる限り低層部での使用に努める。</p> <p>□街路樹による並木と調和に配慮し、落ち着いた色彩の使用に努める。</p> <p>□外観（外壁及び屋根）の基調色は、次の色彩基準（マンセル表色系）に適合したものとする。（ただし、自然素材に彩色を施さず使用する場合は、この限りではない。）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y、YR、R</td> <td>4以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	明度	Y、YR、R	4以下	—	その他	2以下	—
色相	彩度	明度								
Y、YR、R	4以下	—								
その他	2以下	—								
素材・材料	<p>□外観（外壁及び屋根）に使用する素材及び材料は、周辺の景観との調和に配慮し、光沢のあるものや反射光の生じるものができる限り使用しないように努める。</p> <p>□外観（外壁及び屋根）に使用する素材及び材料は、長期間にわたり良好な外観が維持できるよう、耐久性に優れたものの使用に努める。</p>									

項目		景観形成基準
建築物	附帯する設備等	<p>□屋外階段やバルコニー等は、建築物全体と統一感のある位置、形態、意匠とし、周辺から過度に目立つことは避ける。</p> <p>□屋上又は塔屋、外壁等に設置する設備類等は、周囲から容易には見えないよう工夫し、露出する場合には、建築物と調和した形態、意匠とする。</p> <p>□建築物の周囲に設置する設備類等は、道路等の公共空間から容易に見えない位置へ配置するか、見苦しくないよう植栽等による目隠しの設置に努める。</p> <p>□外観照明は、地域の景観特性を踏まえ、節度あるものとし、派手な色や点滅照明等、周囲に不快感を与えるものの使用は避ける。</p>
	附帯する屋外広告物等	<p>□建築物に設置する屋外広告物は、地域の景観特性を踏まえ、節度あるものとし、目立つことだけを目的とするデザインは避ける。</p> <p>□建築物に設置する屋外広告物の掲示個数は必要最小限とし、設置位置も可能な限り集約するとともに、全体として統一感のあるデザインとする。</p> <p>□屋上広告物の設置はできる限り避ける。やむを得ず設置する場合には、建築物の規模とのバランスを踏まえ、過度に目立つことは避ける。</p> <p>□建築物の壁面等に設置する突出広告物は、建築物の高層部への設置はできる限り避ける。</p> <p>□L E Dやネオン管等の発光型サインの設置はできる限り避け、やむを得ず設置する場合は、周囲の景観と調和した節度あるものとし、点滅するものや光の色が変化するものなどの使用はできる限り避ける。</p>
	外構・緑化等	<p>□駐輪場、荷捌き場、ごみ集積所等は、道路等の公共空間から容易に見えない位置に配置するか、見苦しくないよう植栽等による目隠しの設置に努める。</p> <p>□既存の樹木等はできる限り保全・活用に努める。</p> <p>□道路等の境界部分には、周辺の景観との調和に配慮し、樹木や生け垣等による緑化に努める。</p> <p>□周辺の景観との調和に配慮し、樹木や花等による四季の演出を行い、魅力ある空間の形成に努める。</p> <p>□周辺の景観との調和に配慮し、樹木の配置や樹種の構成に配慮し、できる限り高木等の設置に努める。</p>
工作物	配置・規模	<p>□周辺の景観に配慮し、調和のとれた配置、規模とする。</p> <p>□歴史的な建築物等の優れた景観資源に隣接する場合は、その保全に配慮した配置とする。</p> <p>□大規模なものとなる場合には、道路境界から後退するなど、周囲に違和感や圧迫感を与えない配置、規模とする。</p>
	形態・意匠	<p>□周辺の景観に配慮し、周囲から過度に目立たない形態、意匠とする。</p> <p>□周囲に違和感や圧迫感を与えないよう、全体としてすっきりとした形態、意匠とする。</p> <p>□建築物に附帯して設置する工作物は、建築物とのバランスに配慮し、全体として一体感のある外観となるよう形態、意匠を工夫する。</p>

項目		景観形成基準
工作物	色彩	<p>□街路樹による並木と調和に配慮し、落ち着いた色彩の使用に努め、建築物で定める色彩基準に適合したものとする。</p>
	素材・材料	<p>□外観に使用する素材及び材料は、周辺の景観との調和に配慮し、光沢のあるものや反射光の生じるものをできる限り使用しないように努める。</p> <p>□外観に使用する素材及び材料は、長期間にわたり良好な外観が維持できるよう、耐久性に優れたものの使用に努める。</p>
	屋外広告物	<p>□地域の景観特性を踏まえ、節度あるものとし、目立つことだけを目的としたデザインは避ける。</p> <p>□掲示個数は必要最小限とし、大きさや、夜間景観に配慮するとともに、設置位置も可能な限り集約し、全体として統一感のあるデザインとする。</p> <p>□屋上広告物の設置はできる限り避ける。やむを得ず設置する場合には、建築物の規模とのバランスを踏まえ、過度に目立つことは避ける。</p> <p>□建築物の壁面等に設置する突出広告物は、建築物の高層部への設置はできる限り避ける。</p> <p>□LEDやネオン管等の発光型サインの設置はできる限り避け、やむを得ず設置する場合は、周囲の景観と調和した節度あるものとし、点滅するものや光の色が変化するものなどの使用はできる限り避ける。</p>
開発行為		<p>□開発に伴う法面や擁壁は長大となることは避け、周辺に圧迫感を与えないよう配慮し、やむを得ず長大なものとなる場合には、緑化などの措置により、周囲との調和に努める</p> <p>□既存の樹林地はできる限り保全・活用する。</p> <p>□地形を活かし、切土・盛土による地形改変が最小限となるように配慮した造成に努める。</p> <p>□擁壁等は、自然素材を使用するなど、できる限り周辺の自然となじむよう配慮する。</p>

## 【C地区の景観形成基準】

項目	景観形成基準									
建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>□周辺建築物との壁面の位置、敷地前面の道路状況等に配慮し、調和のとれた配置、規模とする。</li> <li>□歴史的な建築物等の優れた景観資源に隣接する場合は、その保全に配慮した配置とする。</li> <li>□大規模なものとなる場合には、道路境界から後退するなど、周囲に違和感や圧迫感を与えない配置、規模とする。</li> <li>□通りにおける連続性に配慮し、道路等の公共空間側には、公開空地をできるだけ配置する。</li> <li>□公開空地や緑地を設ける場合は、憩いや賑わいが醸しだされるよう工夫するとともに、隣接する空地との連続性に配慮した配置とする。</li> </ul>									
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>□周辺と調和した外観となるよう配慮し、建築物全体として統一感のある形態、意匠とする。</li> <li>□ため池や河川周辺では、オープンスペースである水辺からの眺望を阻害しない形態、意匠とする。</li> <li>□街路樹による並木と調和した形態、意匠とする。</li> <li>□勾配のある屋根とするなど、背景の山や樹林地と調和するよう配慮し、奇抜な形態、意匠は避け、落ち着いた外観とする。</li> </ul>									
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>□外観（外壁及び屋根）の基調色には、けばけばしい色の使用は避け、できる限り落ち着いたものとする。</li> <li>□屋根の色彩は外壁の色彩との調和に配慮したものとする。</li> <li>□外壁で複数の色彩を組み合わせる場合は、全体として調和のとれたものとし、周囲に違和感を与えないものとする。</li> <li>□アクセント色を使用する場合は、周辺の景観に配慮し、できる限り低層部での使用に努める。</li> <li>□街路樹による並木と調和に配慮し、落ち着いた色彩の使用に努める。</li> <li>□外観（外壁及び屋根）の基調色は、次の色彩基準（マンセル表色系）に適合したものとする。（ただし、自然素材に彩色を施さず使用する場合は、この限りではない。）           <table border="1" data-bbox="457 1572 1416 1740"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y、YR、R</td> <td>4以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> </li> </ul>	色相	彩度	明度	Y、YR、R	4以下	—	その他	2以下	—
色相	彩度	明度								
Y、YR、R	4以下	—								
その他	2以下	—								
素材・材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>□外観（外壁及び屋根）に使用する素材及び材料は、周辺の景観との調和に配慮し、光沢のあるものや反射光の生じるものができる限り使用しないように努める。</li> <li>□外観（外壁及び屋根）に使用する素材及び材料は、長期間にわたり良好な外観が維持できるよう、耐久性に優れたものの使用に努める。</li> </ul>									

項目	景観形成基準
建築物	<p>□屋外階段やバルコニー等は、建築物全体と統一感のある位置、形態、意匠とし、周辺から過度に目立つことは避ける。</p> <p>□屋上又は塔屋、外壁等に設置する設備類等は、周囲から容易には見えないよう工夫し、露出する場合には、建築物と調和した形態、意匠とする。</p> <p>□建築物の周囲に設置する設備類等は、道路等の公共空間から容易に見えない位置へ配置するか、見苦しくないよう植栽等による目隠しの設置に努める。</p> <p>□外観照明は、地域の景観特性を踏まえ、節度あるものとし、派手な色や点滅照明等、周囲に不快感を与えるものの使用は避ける。</p>
附帯する屋外広告物等	<p>□建築物に設置する屋外広告物は、地域の景観特性を踏まえ、節度あるものとし、目立つことだけを目的とするデザインは避ける。</p> <p>□建築物に設置する屋外広告物の掲示個数は必要最小限とし、設置位置も可能な限り集約するとともに、全体として統一感のあるデザインとする。</p> <p>□屋上広告物の設置はできる限り避ける。やむを得ず設置する場合には、建築物の規模とのバランスを踏まえ、過度に目立つことは避ける。</p> <p>□建築物の壁面等に設置する突出広告物は、建築物の高層部への設置はできる限り避ける。</p> <p>□LEDやネオン管等の発光型サインの設置はできる限り避け、やむを得ず設置する場合は、周囲の景観と調和した節度あるものとし、点滅するものや光の色が変化するものなどの使用はできる限り避ける。</p>
外構・緑化等	<p>□駐輪場、荷捌き場、ごみ集積所等は、道路等の公共空間から容易に見えない位置に配置するか、見苦しくないよう植栽等による目隠しの設置に努める。</p> <p>□既存の樹木等はできる限り保全・活用に努める。</p> <p>□道路等の境界部分には、周辺の景観との調和に配慮し、樹木や生け垣等による緑化に努める。</p> <p>□周辺の景観との調和に配慮し、樹木や花等による四季の演出を行い、魅力ある空間の形成に努める。</p> <p>□周辺の景観との調和に配慮し、樹木の配置や樹種の構成に配慮し、できる限り高木等の設置に努める。</p>
工作物	<p>□周辺の景観に配慮し、調和のとれた配置、規模とする。</p> <p>□歴史的な建築物等の優れた景観資源に隣接する場合は、その保全に配慮した配置とする。</p> <p>□大規模なものとなる場合には、道路境界から後退するなど、周囲に違和感や圧迫感を与えない配置、規模とする。</p>
	<p>□周辺の景観に配慮し、周囲から過度に目立たない形態、意匠とする。</p> <p>□周囲に違和感や圧迫感を与えないよう、全体としてすっきりとした形態、意匠とする。</p> <p>□建築物に附帯して設置する工作物は、建築物とのバランスに配慮し、全体として一体感のある外観となるよう形態、意匠を工夫する。</p>

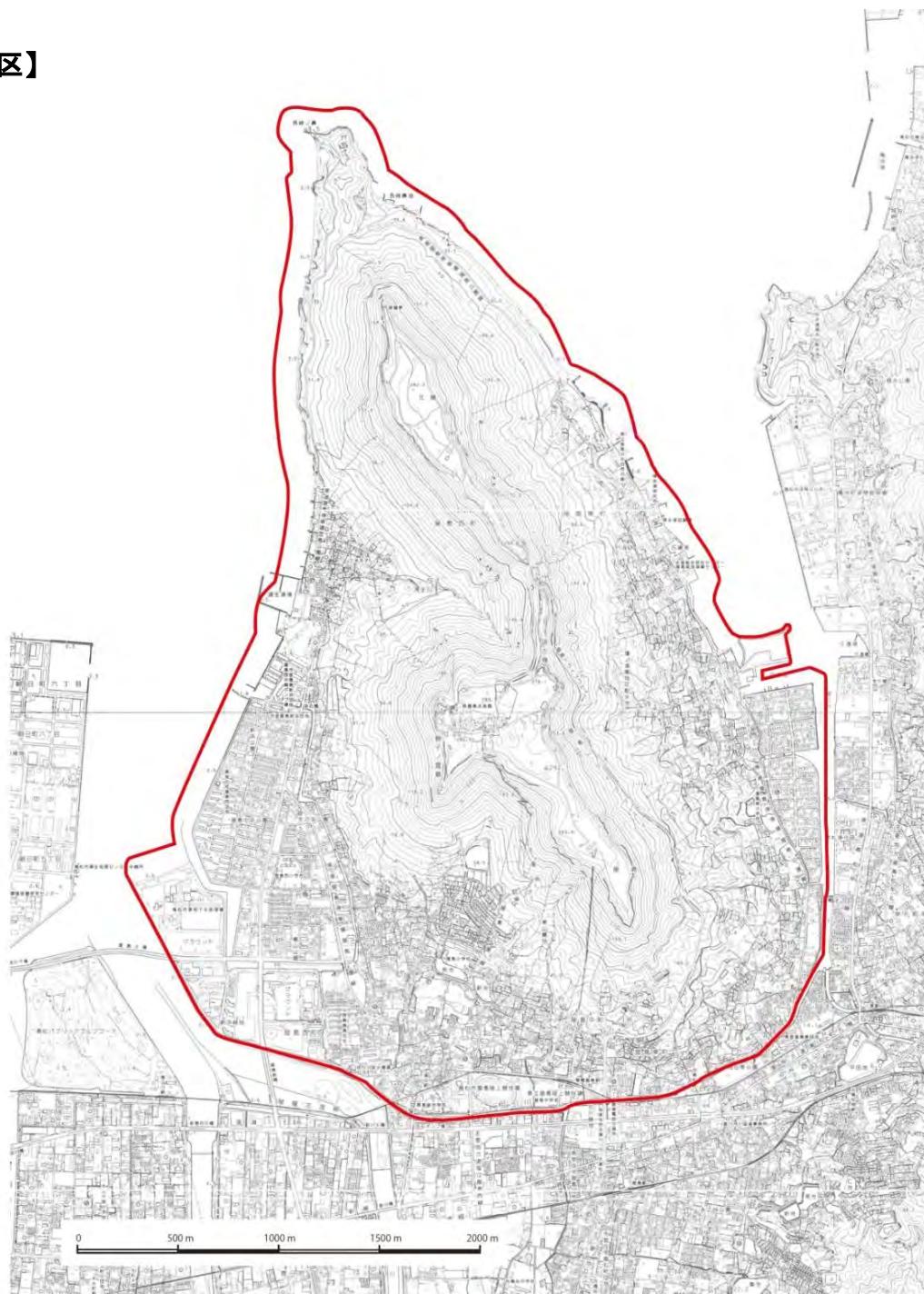
項目		景観形成基準
工作物	色彩	<p>□街路樹による並木と調和に配慮し、落ち着いた色彩の使用に努め、建築物で定める色彩基準に適合したものとする。</p>
	素材・材料	<p>□外観に使用する素材及び材料は、周辺の景観との調和に配慮し、光沢のあるものや反射光の生じるものをできる限り使用しないように努める。</p> <p>□外観に使用する素材及び材料は、長期間にわたり良好な外観が維持できるよう、耐久性に優れたものの使用に努める。</p>
	屋外広告物	<p>□地域の景観特性を踏まえ、節度あるものとし、目立つことだけを目的としたデザインは避ける。</p> <p>□掲示個数は必要最小限とし、大きさや、夜間景観に配慮するとともに、設置位置も可能な限り集約し、全体として統一感のあるデザインとする。</p> <p>□屋上広告物の設置はできる限り避ける。やむを得ず設置する場合には、建築物の規模とのバランスを踏まえ、過度に目立つことは避ける。</p> <p>□建築物の壁面等に設置する突出広告物は、建築物の高層部への設置はできる限り避ける。</p> <p>□LEDやネオン管等の発光型サインの設置はできる限り避け、やむを得ず設置する場合は、周囲の景観と調和した節度あるものとし、点滅するものや光の色が変化するものなどの使用はできる限り避ける。</p>
開発行為	<p>□開発に伴う法面や擁壁は長大となることは避け、周辺に圧迫感を与えないよう配慮し、やむを得ず長大なものとなる場合には、緑化などの措置により、周囲との調和に努める</p> <p>□既存の樹林地はできる限り保全・活用する。</p> <p>□地形を活かし、切土・盛土による地形改変が最小限となるように配慮した造成に努める。</p> <p>□擁壁等は、自然素材を使用するなど、できる限り周辺の自然となじむよう配慮する。</p>	

## 屋島景観形成重点地区

### 【景観形成の考え方】

屋島寺や源平合戦場跡などの歴史的な資源が残されているとともに、自然公園としての豊かな自然環境を有しています。また、市街地からも緑豊かな景観を望むことができることから、自然と居住環境が調和した景観形成を図るとともに、瀬戸内海や讃岐平野を望むことができる貴重な眺望の場として整備・活用を図ります。

### 【対象地区】



項目	景観形成基準											
建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>□周辺建築物との壁面の位置、敷地前面の道路状況等に配慮し、調和のとれた配置、規模とする。</li> <li>□歴史的な建築物等の優れた景観資源に隣接する場合は、その保全に配慮した配置とする。</li> <li>□大規模なものとなる場合には、道路境界から後退するなど、周囲に違和感や圧迫感を与えない配置、規模とする。</li> <li>□公開空地や緑地を設ける場合は、憩いや賑わいが醸しだされるよう工夫するとともに、隣接する空地との連続性に配慮した配置とする。</li> <li>□屋島とともに山麓平地部が眺望の対象であるとの認識に立ち、稜線の確保など眺望に支障を与えない配置、規模に努める。</li> <li>□瀬戸内海からの眺望を阻害しない配置、規模とする。</li> <li>□道路等の公共空間から、海への見通しを長大な壁面等により大きく遮断しない配置、規模とする。</li> </ul>											
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>□周辺と調和した外観となるよう配慮し、建築物全体として統一感のある形態、意匠とする。</li> <li>□ため池や河川周辺では、オープンスペースである水辺からの眺望を阻害しない形態、意匠とする。</li> <li>□工業系の用途地域では、建築物の連担による単調さや周辺への圧迫感を軽減させるよう配慮し、全体としてすっきりとした形態、意匠とする。</li> <li>□住居系の用途地域では、周囲との調和に配慮し、奇抜な形態、意匠は避けたる。</li> <li>□勾配のある屋根とするなど、背景となる屋島や瀬戸内海と調和するよう配慮し、奇抜な形態、意匠は避け、落ち着いた外観とする。</li> <li>□瀬戸内海からの眺望に配慮し、建築物全体としての統一感のあるすっきりとした形態、意匠とする。</li> <li>□瀬戸内海への眺めを活かした形態、意匠とする。</li> </ul>											
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>□外観（外壁及び屋根）の基調色には、けばけばしい色の使用は避け、できる限り落ち着いたものとする。</li> <li>□屋根の色彩は外壁の色彩との調和に配慮したものとする。</li> <li>□外壁で複数の色彩を組み合わせる場合は、全体として調和のとれたものとし、周囲に違和感を与えないものとする。</li> <li>□アクセント色を使用する場合は、周辺の景観に配慮し、できる限り低層部での使用に努める。</li> <li>□屋島山上から望見が想定される場合は、その眺望に違和感のない色彩とするように努める。</li> <li>□外観（外壁及び屋根）の基調色は、次の色彩基準（マンセル表色系）に適合したものとする。（ただし、自然素材に彩色を施さず使用する場合は、この限りではない。） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y、YR、R</td> <td>4以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> </li> </ul>			色相	彩度	明度	Y、YR、R	4以下	—	その他	2以下	—
色相	彩度	明度										
Y、YR、R	4以下	—										
その他	2以下	—										

項目	景観形成基準
建築物	<p>□外観（外壁及び屋根）に使用する素材及び材料は、周辺の景観との調和に配慮し、光沢のあるものや反射光の生じるものをできる限り使用しないよう努める。</p> <p>□外観（外壁及び屋根）に使用する素材及び材料は、長期間にわたり良好な外観が維持できるよう、耐久性に優れたものの使用に努める。</p>
附帯する設備等	<p>□屋外階段やバルコニー等は、建築物全体と統一感のある位置、形態、意匠とし、周辺から過度に目立つことは避ける。</p> <p>□屋上又は塔屋、外壁等に設置する設備類等は、周囲及び屋島山上から容易には見えないよう工夫し、露出する場合には、建築物と調和した形態、意匠とする。</p> <p>□建築物の周囲に設置する設備類等は、道路等の公共空間から容易に見えない位置へ配置するか、見苦しくないよう植栽等による目隠しの設置に努める。</p> <p>□外観照明は、地域の景観特性を踏まえ、節度あるものとし、派手な色や点滅照明等、周囲に不快感を与えるものの使用は避ける。</p>
附帯する屋外広告物等	<p>□建築物に設置する屋外広告物は、地域の景観特性を踏まえ、節度あるものとし、目立つことだけを目的とするデザインは避ける。</p> <p>□建築物に設置する屋外広告物の掲示個数は必要最小限とし、設置位置も可能な限り集約するとともに、全体として統一感のあるデザインとする。</p> <p>□屋上広告物の設置はできる限り避ける。やむを得ず設置する場合には、建築物の規模とのバランスを踏まえ、過度に目立つことは避ける。</p> <p>□建築物の壁面等に設置する突出広告物は、建築物の高層部への設置はできる限り避ける。</p> <p>□LEDやネオン管等の発光型サインの設置はできる限り避け、やむを得ず設置する場合は、周囲の景観と調和した節度あるものとし、点滅するものや光の色が変化するものなどの使用はできる限り避ける。</p> <p>□屋島山上から望見されない配置とするように努める。</p>
外構・緑化等	<p>□駐輪場、荷捌き場、ごみ集積所等は、道路等の公共空間から容易に見えない位置に配置するか、見苦しくないよう植栽等による目隠しの設置に努める。</p> <p>□既存の樹木等はできる限り保全・活用に努める。</p> <p>□道路等の境界部分には、周辺の景観との調和に配慮し、樹木や生け垣等による緑化に努める。</p> <p>□周辺の景観との調和に配慮し、樹木や花等による四季の演出を行い、魅力ある空間の形成に努める。</p> <p>□周辺の景観との調和に配慮し、樹木の配置や樹種の構成に配慮し、できる限り高木等の設置に努める。</p>

項目	景観形成基準	
工作物	<p>配置・規模</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□周辺の景観に配慮し、調和のとれた配置、規模とする。</li> <li>□歴史的な建築物等の優れた景観資源に隣接する場合は、その保全に配慮した配置とする。</li> <li>□大規模なものとなる場合には、道路境界から後退するなど、周囲に違和感や圧迫感を与えない配置、規模とする。</li> <li>□屋島山上から望見されない配置、規模とするように努める。</li> <li>□海からの眺望を阻害しない配置、規模とする。</li> <li>□道路や公園等の公共空間からの海への眺望を阻害しない配置、規模とする。</li> </ul>	
	<p>形態・意匠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□周辺の景観に配慮し、周囲から過度に目立たない形態、意匠とする。</li> <li>□周囲に違和感や圧迫感を与えないよう、全体としてすっきりとした形態、意匠とする。</li> <li>□建築物に附帯して設置する工作物は、建築物とのバランスに配慮し、全体として一体感のある外観となるよう形態、意匠を工夫する。</li> <li>□屋島山上からやむを得ず望見される場合は、見え方に配慮し、全体として統一感のある形態、意匠とする。</li> </ul>	
	<p>色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□背景となる屋島や瀬戸内海において、眺望に違和感を与えない色彩とし、建築物で定める色彩基準に適合したものとする。</li> </ul>	
	<p>素材・材料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□外観に使用する素材及び材料は、周辺の景観との調和に配慮し、光沢のあるものや反射光の生じるものをできる限り使用しないように努める。</li> <li>□外観に使用する素材及び材料は、長期間にわたり良好な外観が維持できるよう、耐久性に優れたものの使用に努める。</li> </ul>	
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>□地域の景観特性を踏まえ、節度あるものとし、目立つことだけを目的としたデザインは避ける。</li> <li>□掲示個数は必要最小限とし、大きさや、夜間景観に配慮するとともに、設置位置も可能な限り集約し、全体として統一感のあるデザインとする。</li> <li>□屋上広告物の設置はできる限り避ける。やむを得ず設置する場合には、建築物の規模とのバランスを踏まえ、過度に目立つことは避ける。</li> <li>□建築物の壁面等に設置する突出広告物は、建築物の高層部への設置はできる限り避ける。</li> <li>□L E Dやネオン管等の発光型サインの設置はできる限り避け、やむを得ず設置する場合は、周囲の景観と調和した節度あるものとし、点滅するものや光の色が変化するものなどの使用はできる限り避ける。</li> </ul>	
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>□開発に伴う法面や擁壁は長大となることは避け、周辺に圧迫感を与えないよう配慮し、やむを得ず長大なものとなる場合には、緑化などの措置により、周囲との調和に努める。</li> <li>□既存の樹林地はできる限り保全・活用する。</li> <li>□地形を活かし、切土・盛土による地形改変が最小限となるように配慮した造成に努める。</li> <li>□擁壁等は、自然素材を使用するなど、できる限り周辺の自然となじむよう配慮する。</li> <li>□海からの眺めにおいて、樹林地内に長大な法面や擁壁が目立たないよう緑化による修景を行う。</li> </ul>	

## 讃岐国分寺跡周辺景観形成重点地区

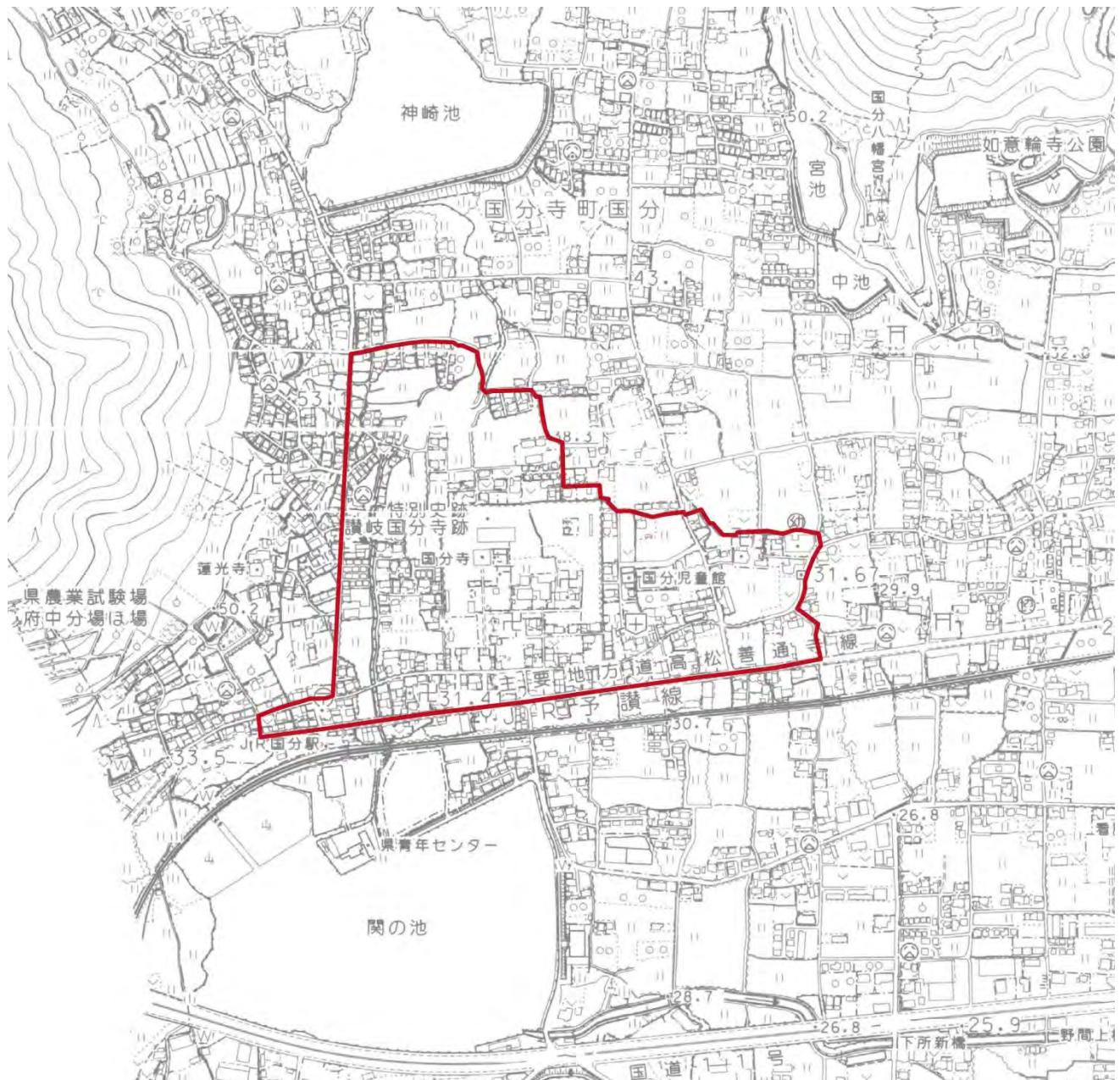
### 【景観形成の考え方】

特別史跡讃岐国分寺跡は、全国で61箇所、四国では唯一特別史跡に指定されている、歴史的価値の高い史跡となっています。

また、讃岐国分寺跡周辺は、その背景となる山並みや農地から成る緑豊かな田園風景を有しています。

一方で、JR国分駅が近くにあるため利便性がよく、閑静な居住地としての顔も持ち合わせていることから、讃岐国分寺跡の歴史的資源や周辺の田園居住景観と調和した景観の保全・形成に取り組むこととします。

### 【対象地区】



項目	景観形成基準											
建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>□周辺建築物との壁面の位置、敷地前面の道路状況等に配慮し、調和のとれた配置、規模とする。</li> <li>□歴史的な建築物等の優れた景観資源に隣接する場合は、その保全に配慮した配置とする。</li> <li>□大規模なものとなる場合には、道路境界から後退するなど、周囲に違和感や圧迫感を与えない配置、規模とする。</li> <li>□背景となる山や樹林地との調和に配慮した配置、規模とする。</li> <li>□広がりのある田園景観との調和に配慮したゆとりある配置とする。</li> <li>□讃岐国分寺跡から山や樹林地への眺望を阻害しない配置、規模に努める。</li> </ul>											
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>□讃岐国分寺跡の歴史性、文化性、自然と調和した形態、意匠とする。</li> <li>□周辺と調和した外観となるよう配慮し、建築物全体として統一感のある形態、意匠とする。</li> <li>□ため池や河川周辺では、オープンスペースである水辺からの眺望を阻害しない形態、意匠とする。</li> <li>□勾配のある屋根とするなど、背景の山や樹林地との調和に配慮した形態、意匠とする。</li> <li>□広がりのある田園景観との調和に配慮し、奇抜な形態、意匠は避け、落ち着いた外観とする。</li> </ul>											
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>□外観（外壁及び屋根）の基調色には、けばけばしい色の使用は避け、できる限り落ち着いたものとする。</li> <li>□屋根の色彩は外壁の色彩との調和に配慮したものとする。</li> <li>□外壁で複数の色彩を組み合わせる場合は、全体として調和のとれたものとし、周囲に違和感を与えないものとする。</li> <li>□アクセント色を使用する場合は、周辺の景観に配慮し、できる限り低層部での使用に努める。</li> <li>□外観（外壁及び屋根）の色彩は、周囲の田園景観や樹林地の緑との調和に配慮し、落ち着いたものを選択するとともに、できる限り、自然色に近い色相の使用に努める。</li> <li>□外観（外壁及び屋根）の基調色は、次の色彩基準（マンセル表色系）に適合したものとする。（ただし、自然素材に彩色を施さず使用する場合は、この限りではない。） <table border="1" data-bbox="430 1754 1422 1911"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y、YR、R</td> <td>4以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> </li> </ul>	色相	彩度	明度	Y、YR、R	4以下	—	その他	2以下	—		
色相	彩度	明度										
Y、YR、R	4以下	—										
その他	2以下	—										

項目	景観形成基準
建築物	<p>□外観（外壁及び屋根）に使用する素材及び材料は、周辺の景観との調和に配慮し、光沢のあるものや反射光の生じるものをできる限り使用しないよう努める。</p> <p>□外観（外壁及び屋根）に使用する素材及び材料は、長期間にわたり良好な外観が維持できるよう、耐久性に優れたものの使用に努める。</p>
附帯する設備等	<p>□屋外階段やバルコニー等は、建築物全体と統一感のある位置、形態、意匠とし、周辺から過度に目立つことは避ける。</p> <p>□屋上又は塔屋、外壁等に設置する設備類等は、周囲から容易には見えないよう工夫し、露出する場合には、建築物と調和した形態、意匠とする。</p> <p>□建築物の周囲に設置する設備類等は、道路等の公共空間から容易に見えない位置へ配置するか、見苦しくないよう植栽等による目隠しの設置に努める。</p> <p>□外観照明は、地域の景観特性を踏まえ、節度あるものとし、派手な色や点滅照明等、周囲に不快感を与えるものの使用は避ける。</p>
附帯する屋外広告物等	<p>□建築物に設置する屋外広告物は、地域の景観特性を踏まえ、節度あるものとし、目立つことだけを目的とするデザインは避ける。</p> <p>□建築物に設置する屋外広告物の掲示個数は必要最小限とし、設置位置も可能な限り集約するとともに、全体として統一感のあるデザインとする。</p> <p>□屋上広告物の設置はできる限り避ける。やむを得ず設置する場合には、建築物の規模とのバランスを踏まえ、過度に目立つことは避ける。</p> <p>□建築物の壁面等に設置する突出広告物は、建築物の高層部への設置はできる限り避ける。</p> <p>□LEDやネオン管等の発光型サインの設置はできる限り避け、やむを得ず設置する場合は、周囲の景観と調和した節度あるものとし、点滅するものや光の色が変化するものなどの使用はできる限り避ける。</p>
外構・緑化等	<p>□駐輪場、荷捌き場、ごみ集積所等は、道路等の公共空間から容易に見えない位置に配置するか、見苦しくないよう植栽等による目隠しの設置に努める。</p> <p>□既存の樹木等はできる限り保全・活用に努める。</p> <p>□道路等の境界部分には、周辺の景観との調和に配慮し、樹木や生け垣等による緑化に努める。</p> <p>□周辺の景観との調和に配慮し、樹木や花等による四季の演出を行い、魅力ある空間の形成に努める。</p> <p>□周辺の景観との調和に配慮し、樹木の配置や樹種の構成に配慮し、できる限り高木等の設置に努める。</p>

項目	景観形成基準	
工作物	<p>配置・規模</p> <p>□周辺の景観に配慮し、調和のとれた配置、規模とする。</p> <p>□歴史的な建築物等の優れた景観資源に隣接する場合は、その保全に配慮した配置とする。</p> <p>□大規模なものとなる場合には、道路境界から後退するなど、周囲に違和感や圧迫感を与えない配置、規模とする。</p> <p>□讃岐国分寺跡から山や樹林地への眺望を阻害しない配置、規模に努める。</p>	
	<p>形態・意匠</p> <p>□讃岐国分寺跡の歴史性、文化性、自然と調和した形態、意匠とする。</p> <p>□周辺の景観に配慮し、周囲から過度に目立たない形態、意匠とする。</p> <p>□周囲に違和感や圧迫感を与えないよう、全体としてすっきりとした形態、意匠とする。</p> <p>□建築物に附帯して設置する工作物は、建築物とのバランスに配慮し、全体として一体感のある外観となるよう形態、意匠を工夫する。</p>	
	<p>色彩</p> <p>□全体として統一感のある色彩とし、建築物で定める色彩基準に適合したものとする。</p>	
	<p>素材・材料</p> <p>□外観に使用する素材及び材料は、周辺の景観との調和に配慮し、光沢のあるものや反射光の生じるものをできる限り使用しないように努める。</p> <p>□外観に使用する素材及び材料は、長期間にわたり良好な外観が維持できるよう、耐久性に優れたものの使用に努める。</p>	
屋外広告物	<p>□地域の景観特性を踏まえ、節度あるものとし、目立つことだけを目的としたデザインは避ける。</p> <p>□掲示個数は必要最小限とし、大きさや、夜間景観に配慮するとともに、設置位置も可能な限り集約し、全体として統一感のあるデザインとする。</p> <p>□屋上広告物の設置はできる限り避ける。やむを得ず設置する場合には、建築物の規模とのバランスを踏まえ、過度に目立つことは避ける。</p> <p>□建築物の壁面等に設置する突出広告物は、建築物の高層部への設置はできる限り避ける。</p> <p>□L E Dやネオン管等の発光型サインの設置はできる限り避け、やむを得ず設置する場合は、周囲の景観と調和した節度あるものとし、点滅するものや光の色が変化するものなどの使用はできる限り避ける。</p>	
開発行為	<p>□讃岐国分寺跡の歴史性、文化性、自然と調和したものとする。</p> <p>□開発に伴う法面や擁壁は長大となることは避け、周囲に圧迫感を与えないよう配慮し、やむを得ず長大なものとなる場合には、緑化などの措置により、周囲との調和に努める。</p> <p>□既存の樹林地はできる限り保全・活用する。</p> <p>□地形を活かし、切土・盛土による地形改変が最小限となることに配慮した造成に努める。</p> <p>□擁壁等は、自然素材を使用するなど、できる限り周辺の自然となじむよう配慮する。</p> <p>□敷地内は、可能な限り植栽・補植に努める。</p>	

## 第5章 景観重要建造物・樹木の指定方針

### （1）基本的な考え方

景観法に基づき、良好な景観形成に資する重要な建築物及び工作物（以下「建造物」という。）と樹木を、景観重要建造物又は景観重要樹木として指定することにより、地域の個性ある景観づくりの核として、その保全及び継承を図ることが可能となるものです。

本市には、瀬戸内海の島しょ部から市街地、田園から山間地まで、多様な地域資源が分布しております、多くの人々に親しまれ、大切に保全されているものも数多く見受けられます。

これらは、良好な景観形成を進める上で、地域の景観を特徴づけるものとなっているものも多く、市民共有の資産として、適切に保全し、地域の魅力の向上につながる資源として、積極的に美しいまちづくり（景観形成）に活かしていくことが必要です。

また、多くの社寺や伝統的な様式を残す建築物、女木島のオーテや高松城址の石垣等の工作物、社そう林や並木、ご神木としての古木・巨木などは、多くの人々に親しまれ、印象的な景観を構成している要素となっています。

これらは、歴史的価値や文化的価値が稀有なものだけではなく、地域の人々との営みとの関わりの中で、愛着を感じられることにより、守りたいと思われるものです。

文化財行政等と連携を図り、本市の良好な景観形成を進める上で重要な役割を果たし、人々の感性と同調するような建造物や樹木については、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定を行うことで、適切に保全するとともに、周囲で行われる建築行為などに関しては、当該建造物又は樹木との調和を図るよう促進し、次の世代へと継承していくことを目指します。

## (2) 指定の方針

本市では、公共の場から誰もが容易に見ることができる建造物のうち、外観が特に優れているもの、又は樹木のうち、樹容や樹勢が特に優れているもので、次の「指定の要件」のいずれかに該当するものを、景観重要建造物又は景観重要樹木として指定できることとします。

なお、指定に当たっては、当該建造物又は樹木の所有者の意見を聴き、同意を得て行うものとし、文化財保護法により、国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物に指定された（仮指定も同様）ものについては、景観法の規定により、適用しないものとします。

### 【指定の要件】

- 文化財保護法に基づく登録有形文化財に登録されている建造物
- 高松市文化財保護条例に基づく高松市指定文化財及び登録文化財に登録されている建造物
- 「高松市の名木」に指定されている樹木
- 地域の自然、歴史、文化等からみて、周辺の景観と一体となって、良好な景観形成しているもの
- 景観上、ランドマークやシンボルとして市民に親しまれているもの
- 他の地域にあるものに比べ、景観上、稀有名値があると認められるもの

### ○ 指定の流れ

指定に当たっては、良好な景観形成に資する建造物及び樹木について、市民等からの提案も含め、以下の流れに基づき、指定することとします。

なお、指定後の適切な維持管理を行うための仕組みや体制についても、今後検討を進めることがあります。

#### 市としての候補の選定

指定文化財、登録文化財又はそれらに準ずると認められる景観上優れたもの

#### 市民が主体的に候補を選定

所有者又は所有者以外の地域住民等が景観上優れていると考えるもの

所有者等への景観重要建造物・樹木の制度について紹介（意見交換）

所有者、占有者又は管理者の同意

審議会への諮問

「景観重要建造物」又は「景観重要樹木」の指定

## 第6章 その他景観形成に必要な事項

### 1 屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する事項

#### (1) 基本的な考え方

屋外広告物は、市民の生活に必要な情報の提供はもとより、まちの活力やにぎわいを創出する特性を併せ持つなど、都市空間を構成するための重要な要素となりますが、無秩序に広告物が氾濫してしまうと、本来の特性が失われ、まちの景観を大きく損ねることとなります。

本市では、平成10年12月に屋外広告物条例を制定し、屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する許可、屋外広告業の登録、違反広告物の簡易除却等に取り組んでいます。

景観計画では、建築物や工作物と一体となった良好な景観形成を推進するため、建築物や工作物に関する行為の制限（第4章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項）とともに、屋外広告物に関する行為の制限に関する基本的な事項を定めています。

具体的な規制内容については、行為の制限に関する基本的な事項を踏まえ、平成25年9月に屋外広告物条例を改正（26年4月1日施行）したことに伴い、屋外広告物条例の許可基準において規制・誘導を行っています。

#### (2) 行為の制限に関する基本的な事項

##### ■規制対象地域の見直し

景観計画の策定により、市全域における建築物等の行為の制限に併せ、屋外広告物の規制対象地域を主要な幹線道路、鉄道、高松自動車道沿道や、風致地区、重要文化財・有形文化財とその敷地、国立公園等を指定している地域から、市全域に見直しました。

##### ■屋外広告物の色彩誘導基準の見直し

改正前の屋外広告物条例において、屋外広告物の表示内容の色彩や意匠については、個人の主觀により感じ方がそれぞれ異なることから、許可基準を設定せず、規制対象外となっていました。

景観計画の策定に伴い、一定規模以上の建築物等に対する色彩誘導基準の導入に併せ、屋外広告物についても、色彩誘導基準を定めています。

## ■地域特性に応じた許可基準の見直し

改正前の屋外広告物条例の許可基準は、道路種別等の区分により、屋外広告物の表示・設置できる許可基準を定めていました。

屋外広告物条例の改正に伴い、景観計画で定めるそれぞれの地域特性に応じ、「景観ゾーン」や「景観形成重点地区」ごとに、屋外広告物の表示面積、個数、掲出位置、色彩、照明、素材等についての許可基準を見直し、適切な規制・誘導を図ることとしています。

## ■既存不適格広告物への適合促進

景観計画の策定に併せて、屋外広告物の規制対象地域や許可基準の見直しにより、その一部が「既存不適格広告物」としての取扱いとなることから、許可基準への適合促進に向け、「高松市屋外広告物改修等事業補助金交付要綱」を制定し、屋外広告物の早期改修等に対する補助を行っています。

## ■違反広告物の減少に向けた取組強化

違反広告物の減少に向け、屋外広告物に関する規制・誘導の内容等の更なる周知啓発や違反者に対する対応等を含めた「高松市違反広告物是正措置事務処理要綱」を制定し、建築物等に対する行為の制限と一体的な良好な景観の形成に向けた取組強化を図ることとしています。

## 2 景観重要公共施設の整備に関する事項

### (1) 基本的な考え方

景観重要公共施設の指定制度は、景観法に基づき、道路や河川、公園や港湾などの公共施設のうち、良好な景観形成に特に重要な役割を担っているものについて、その整備に関する事項や占用に関する基準などを、公共施設の管理者の同意を得て、景観重要公共施設として景観計画に位置づけることにより、各管理者は景観計画に基づいて公共施設の整備を行うことが必要となるものです。

道路や河川、公園や港湾などの公共施設は、都市の基盤となる施設であり、また、地域の景観を構成する主要な要素の1つでもあることから、地域の景観に与える影響が大きくなる場合もあります。

道路や河川、公園等の公共施設のうち、本市の景観形成を図る上で特に重要な役割を担っているものについては、国・県も含め関係機関との協議・合意により、適宜、景観法に基づく景観重要公共施設の指定を行うこととします。

### (2) 指定の方針

景観重要公共施設の指定に当たっては、その対象となる公共施設の整備が、周辺地域の景観形成を牽引することにより、道路や公園とその周辺が一体となった「公共空間」としての景観形成の向上を誘導していくことも期待されることから、「景観重要公共施設」の指定に併せ、個々に整備方針及び整備基準を定めていくこととします。

また、公共施設における電柱や広告塔、バス停留所その他の占用物件のデザイン等についても、公共施設の整備と併せ、周囲の景観に与える影響が大きくなる場合もあることから、整備基準と同様に、これらの占用物件の許可基準を定めることにより、統一的かつ周囲と調和した質の高いデザインへの誘導を図ります。

## 第7章 協働による景観形成の仕組みと体制

### 1 景観形成推進体制

#### ■都市計画法等を活用した良好な景観の形成

良好な景観形成を推進していくためには、その地域固有の景観資源や特徴を踏まえ、その地域にふさわしい適切な都市計画制度等を活用することが重要になります。

建築物等の高さの最高限度については、都市計画による高度地区の指定や地区計画制度の活用、屋外広告物に関する制限については、屋外広告物条例などが考えられます。

これらを始め、景観計画と連携する法制度（都市計画法、建築基準法、自然公園法、文化財保護法、屋外広告物法等）を積極的に活用するとともに、良好な景観形成を総合的に推進するため、関係機関等との連携を図りながら、良好な景観形成の推進を目指します。

#### ■景観整備機構の指定

景観法では、良好な景観形成に関する活動を行うNPO法人や公益法人等について、景観整備機構の指定を行うことにより、景観形成に関する計画立案や、景観に関する意識啓発、活動支援まで、様々な事業を推進することが可能になります。

景観形成を推進するために、行政との役割分担の下、協力・連携した景観形成に関する事業の推進を目指します。

### 2 協働及び審査に関する体制

#### ■景観審議会による審査・助言

本市では、景観審議会条例に基づき、景観行政に関する審議機関として、学識経験者や市民代表等によって構成する景観審議会を設置しています。

景観審議会において、景観計画の策定及び変更、景観重要建造物・樹木の指定に関する審議等のほか、景観法に基づく勧告や変更命令前の助言等を行うなど、本市における良好な景観形成に向けた審査・助言を行います。

#### ■景観・広告デザインガイドラインの策定

景観計画に定められた届出が必要な建築物については、より周辺の景観と調和した計画となるよう、景観形成基準の解説や具体的な事例の提示により、事業者・設計者が景観形成を検討する際の参考例・工夫例として活用できる「高松市景観・広告デザインガイドライン」を平成26年2月に策定しています。

## ■景観協議会の活用

良好な景観形成を推進するためには、景観形成に関わる関係機関、地域住民や企業など、関係者間における相互理解と協力・連携の体制が不可欠です。

景観法では、良好な景観形成に向け必要な協議を行う場として、「景観協議会」が位置づけられており、この組織（体制）の積極的な活用が期待されます。

また、都市レベルの取組から、地域レベルでの取組まで、まちづくりの必要性に応じて、景観協議会を発足、活用するなど、官民が一体となって良好な景観形成に取り組むことを目指します。

## 3 活動支援に関する体制

### ■住民主体の活動支援

美しいまちづくり基本計画に基づき、多くの住民や事業者が日頃から美しいまちづくりに興味を持ち、積極的に参加できるよう、イベント等による啓発活動を行うとともに、良好な景観形成に関する継続的な情報発信に取り組みます。

良好な景観形成を目指し、活発な美しいまちづくり活動を行う市民及び団体等に対して、技術的支援や助成等を行います。

### ■美しいまちづくりアドバイザー制度の活用

市民が主体となった美しいまちづくりに関する取組に対し、良好な景観形成やまちづくりに関する情報提供や地域の実情にあった専門家によるアドバイスが必要不可欠であることから、技術的な支援が可能な専門家による美しいまちづくりアドバイザー制度を積極的に活用します。





# **高松市景観計画**

平成24年3月策定（平成24年7月1日施行）  
平成28年1月変更（平成28年4月1日施行）

**高松市都市整備局都市計画課**

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

TEL : 087-839-2455 FAX : 087-839-2452

HP : <http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/>